

富山市立地適正化計画新旧対照表

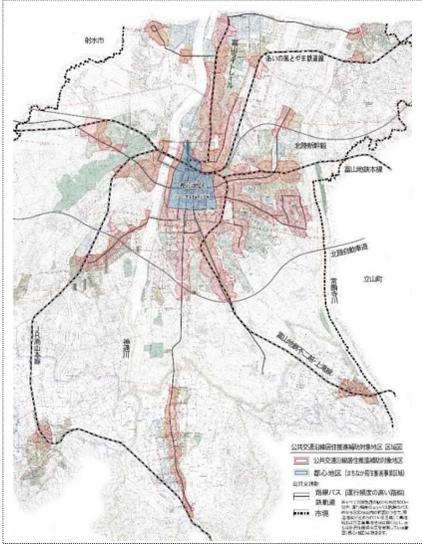
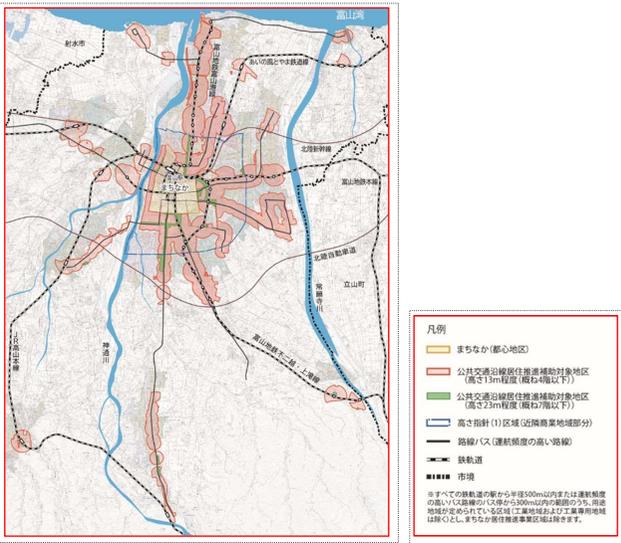
目次				
現 行		見直し(案) (赤文字：追記・見直し箇所)		修正概要
第1章 立地適正化計画とは	5	第1章 立地適正化計画とは	5	※頁番号の修正は省略
1. 背景	6	1. 背景	6	
2. 立地適正化計画とは	6	2. 立地適正化計画とは	6	
(1) 立地適正化計画とは	6	(1) 立地適正化計画とは	6	
(2) 立地適正化計画に記載する事項	7	(2) 立地適正化計画に記載する事項	7	
(3) 立地適正化計画の特徴	8	(3) 立地適正化計画の特徴	8	
第2章 富山市が進めるまちづくり	11	第2章 富山市が進めるまちづくり	11	
1. 富山市都市マスタープラン	12	1. 富山市都市マスタープラン	12	
(1) 富山市都市マスタープランの対象区域	12	(1) 富山市都市マスタープランの対象区域	12	
(2) まちづくりの理念	13	(2) まちづくりの理念	13	
(3) 将来都市構造	15	(3) 将来都市構造	15	
(4) 富山市型コンパクトなまちづくりの進め方(基本方針)	21	(4) 富山市型コンパクトなまちづくりの進め方(基本方針)	21	
(5) 数値目標及び目標年次	22	(5) 数値目標及び目標年次	22	
2. 施策の効果、分析	23	2. 施策の効果、分析	23	
(1) 人口の変化	23	(1) 人口の変化	23	
(2) 建築着工数の推移	23	(2) 建築着工数の推移	23	
(3) 地価の変化	24	(3) 地価の変化	24	
(4) 一世帯当たりの乗用車保有台数	25	(4) 一世帯当たりの乗用車保有台数	25	
(5) 交通手段の分担率	25	(5) 交通手段の分担率	25	
(6) 市民意識の変化	26	(6) 市民意識の変化	26	
3. 課題	28	3. 課題	28	
第3章 富山市立地適正化計画	29	第3章 富山市立地適正化計画	31	・構成変更(居住誘導区域に含めない区域は参考の扱いに変更)
1. 計画の方針	30	1. 計画の方針	32	
(1) 計画の方針	30	(1) 計画の方針	32	
(2) 計画の位置づけ	30	(2) 計画の位置付け	32	
(3) 計画の区域	31	(3) 計画の区域	33	
(4) 計画の期間及び数値目標	31	(4) 計画の期間及び数値目標	33	
(5) 評価及びフォローアップの方針	31	(5) 評価及びフォローアップの方針	33	
2. 居住誘導区域	32	2. 居住誘導区域	34	
(1) 設定方針	32	(1) 設定方針	34	
(2) 居住誘導区域に含めない区域	32	(削除)		
(3) 居住誘導区域	35	(2) 居住誘導区域	35	
3. 都市機能誘導区域	36	3. 都市機能誘導区域	38	
(1) 設定方針	36	(1) 設定方針	38	
(2) 都市機能誘導区域	38	(2) 都市機能誘導区域	40	
4. 誘導施設	39	4. 誘導施設	41	
(1) 設定方針	39	(1) 設定方針	41	
(2) 誘導施設(誘導すべき都市施設)の整理と分類	39	(2) 誘導施設(誘導すべき都市施設)の整理と分類	41	
(3) 誘導施設の分析	42	(3) 誘導施設の分析	44	

目次				
現 行		見直し(案)(赤字:追記・見直し箇所)		修正概要
(4) 誘導施設への位置づけ	46	(4) 誘導施設への位置づけ	48	
(新設)		第4章 防災指針	49	・都市再生特別措置法の改正に伴う 防災指針の追加
		1. 防災指針とは	50	
		2. 本市で想定される災害リスク	50	
		3. 災害リスク分析と取組方針の考え方	51	
		(1) 災害リスク分析の方法及び評価視点	51	
		(2) 防災・減災まちづくりに向けた取組方針	53	
		(3) 居住誘導区域の見直し	54	
		4. 本市の防災上の課題と取組方針・内容	55	
		(1) 広域的な防災上の課題と取組方針・取組内容	55	
		(2) 地域単位での防災上の課題と取組方針・取組内容	57	
		5. 取組内容のスケジュール	67	
		6. 目標値	70	
第4章 施策展開	47	第5章 施策展開	71	・防災指針の追加に伴う章番号変更
1. 施策の方向性	48	(削除)		
第5章 届出制度	51	第6章 届出制度	75	・防災指針の追加に伴う章番号変更
参考資料	53	参考資料	77	
1. 都市機能の立地状況に関する分析	54	1. 都市機能の立地状況に関する分析	78	
(1) 富山中央地域	54	(1) 富山中央地域	78	
(2) 富山北部地域	55	(2) 富山北部地域	79	
(3) 和合地域	56	(3) 和合地域	80	
(4) 呉羽地域	57	(4) 呉羽地域	81	
(5) 富山西部地域	58	(5) 富山西部地域	82	
(6) 富山南部地域	59	(6) 富山南部地域	83	
(7) 富山東部地域	60	(7) 富山東部地域	84	
(8) 水橋地域	61	(8) 水橋地域	85	
(9) 大沢野地域	62	(9) 大沢野地域	86	
(10) 大山地域	63	(10) 大山地域	87	
(11) 八尾地域	64	(11) 八尾地域	88	
(12) 婦中地域	65	(12) 婦中地域	89	
(13) 山田地域	66	(13) 山田地域	90	
(14) 細入地域	67	(14) 細入地域	91	
(参考) 市全体	68	(参考) 市全体	92	・防災指針の詳細資料として追加 ・構成変更により削除 ・構成変更により削除 ・構成変更により削除
2. 人口(居住状況)に関する分析	69	(削除)		
3. 都市機能の徒歩圏に居住する人口に関する分析	70	(削除)		
4. 公共交通空白地域に関する分析	84	(削除)		

第1章 立地適正化計画とは		
現 行	見直し(案) (赤文字: 追記・見直し箇所)	修正概要
<p>1. 背景 (中略)</p> <p>2. 立地適正化計画とは (中略)</p> <p>(2) 立地適正化計画に記載する事項 立地適正化計画に記載する事項は、以下のとおりとされています。</p> <p>【必須事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・立地適正化計画の区域 ・住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化に関する基本的な方針 ・居住誘導区域と居住を誘導する施策 ・都市機能誘導区域と誘導施設および誘導施設を誘導する施策 <p>【任意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その他、住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図るために必要な事項(特定用途誘導地区、居住調整地域、駐車場配置適正化区域 等) <p>(3) 立地適正化計画の特徴 (中略)</p> <p>2) 都市計画との融合 (中略)</p> <p>(新設)</p>	<p>1. 背景 (中略)</p> <p>2. 立地適正化計画とは (中略)</p> <p>(2) 立地適正化計画に記載する事項 立地適正化計画に記載する事項は、以下のとおりとされています。</p> <p>【必須事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・立地適正化計画の区域 ・住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化に関する基本的な方針 ・居住誘導区域と居住を誘導する施策 ・都市機能誘導区域と誘導施設および誘導施設を誘導する施策 ・都市の防災に関する機能の確保に関する指針(防災指針) <p>【任意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その他、住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図るために必要な事項(特定用途誘導地区、居住調整地域、駐車場配置適正化区域、低未利用土地利用等指針 等) <p>(3) 立地適正化計画の特徴 (中略)</p> <p>2) 都市計画との融合 (中略)</p> <p>都市機能誘導区域において、誘導施設を休止又は廃止しようとする場合には、都市再生特別措置法(第108条の2の規定)に基づき、休止又は廃止する日の30日前までに、市町村長への届出が必要となります。</p> <div data-bbox="965 1023 1796 1209" data-label="Diagram"> </div> <p>都市機能誘導区域において届出の対象となる行為</p> <p>出典：立地適正化計画作成の手引き(国土交通省)</p>	<p>・都市再生特別措置法の改正に伴う追加</p> <p>・都市再生特別措置法の改正に伴う追加</p>

第1章 立地適正化計画とは		
現 行	見直し(案) (赤文字: 追記・見直し箇所)	修正概要
<p>3) まちづくりと公共交通の一体化</p> <p>■ 自動車を自由に使うことができない人でも円滑に都市機能を利用できるよう、「地域公共交通網形成計画^{※1}」と連携し、コンパクトなまちづくりと公共交通を一体的に考え策定するものです。</p> <p>※1: 地域公共交通網形成計画とは、交通事業者と連携し作成する「地域にとって望ましい公共交通網のすがた」を明らかにするマスタープランの役割を果たす計画です。</p> <p>(中略)</p> <p>6) 策定による国からの支援措置等の活用</p> <p>(中略)</p> <p>■ 国からの支援制度には、「都市再構築戦略事業(交付金)」「都市機能立地支援事業(民間補助)」等のほか、国からの交付金等の拡充や、民間事業者に対する直接的な支援など、誘導施設を都市機能誘導区域内に維持・誘導するためのメニューが設定されています。</p>	<p>3) まちづくりと公共交通の一体化</p> <p>自動車を自由に使うことができない人でも円滑に都市機能を利用できるよう、「地域公共交通計画^{※1}」と連携し、コンパクトなまちづくりと公共交通を一体的に考え策定するものです。</p> <p>※1: 地域公共交通計画とは、地域の移動手段を確保するために、住民などの移動ニーズにきめ細かく対応できる立場にある地方公共団体を中心となって、交通事業者等や住民などの地域の関係者と協議しながら策定するマスタープラン(ビジョン+事業体系を記載するもの)です。</p> <p>(中略)</p> <p>6) 策定による国からの支援措置等の活用</p> <p>(中略)</p> <p>国からの支援制度には、「都市構造再編集集中支援事業(個別補助)」「集約都市形成支援事業(個別補助)」等のほか、国からの交付金等の拡充や、民間事業者に対する直接的な支援など、誘導施設を都市機能誘導区域内に維持・誘導するためのメニューが設定されています。</p>	<p>・地域公共交通の計画制度の改正に伴う変更</p> <p>・国の補助制度の改正に伴う変更</p>

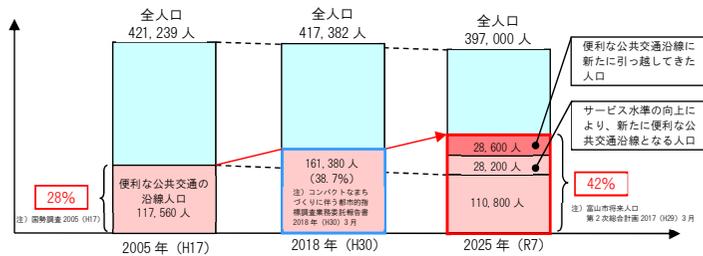
第2章 富山市が進めるまちづくり

現 行	見直し(案) (赤文字: 追記・見直し箇所)	修正概要
<p>1. 富山市都市マスタープラン (中略)</p> <p>(2) まちづくりの理念 (中略)</p> <p>(3) 将来都市構造 (中略)</p> <p>2) 公共交通軸と居住を推進する地区 ～まちなか居住と公共交通沿線居住の推進 (中略)</p> <p>① 公共交通軸の設定～『串』を設定する (中略)</p> <p>② 居住を誘導する地区の設定～『お団子』を設定する ◆都心地区(約436ha)はまちなか居住推進地区として設定します。 (中略)</p> <p>(5) 数値目標及び目標年次 目標年次は、2025年(R7)までの20年(富山市都市マスタープラン基準年は、2005年[H17])としています。 数値目標は、公共交通が便利な地域※2に住む市民の割合とし、2025年(R7)に42%と設定しています。 ※2: 公共交通の便利な地域は、「都心地区」及び「公共交通沿線居住推進地区」のうち、公共交通の利便性が高い地域</p>  <p>公共交通の便利な地域</p>	<p>1. 富山市都市マスタープラン (中略)</p> <p>(2) まちづくりの基本理念 (中略)</p> <p>(3) 将来都市構造 (中略)</p> <p>2) 公共交通軸と居住を推進する地区 ～まちなか居住と公共交通沿線居住の推進 (中略)</p> <p>① 公共交通軸の設定 (中略)</p> <p>② 居住を推進する地区の設定 ◆都心地区(約436ha)はまちなか居住推進事業を実施する地区として設定します。 (中略)</p> <p>(5) 数値目標及び目標年次 目標年次は、2025年(R7)までの20年(富山市都市マスタープラン基準年は、2005年[H17])としています。 数値目標は、公共交通が便利な地域※2に住む市民の割合とし、2025年(R7)に42%と設定しています。 ※2: 公共交通の便利な地域は、「都心地区」及び「公共交通沿線居住推進地区」のうち、公共交通の利便性が高い地域</p>  <p>公共交通の便利な地域</p>	<p>・表現の適正化</p> <p>・表現の適正化</p> <p>・表現の適正化</p> <p>・図面データの時点修正</p>

第2章 富山市が進めるまちづくり

現行

■エリア 鉄軌道沿線……1,481ha バス路線沿線……1,446ha	■人口密度 鉄軌道沿線……44人/ha バス路線沿線……34.4人/ha	▶	■エリア 鉄軌道沿線……2,043ha バス路線沿線……1,446ha	■人口密度 鉄軌道沿線……50人/ha バス路線沿線……40人/ha
---	--	---	---	--



公共交通が便利な地域に住む人口目標

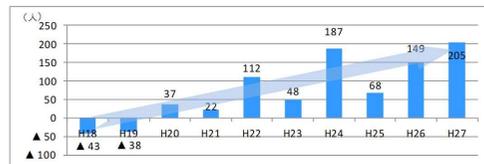
2. 施策の効果、分析

(1) 人口の変化

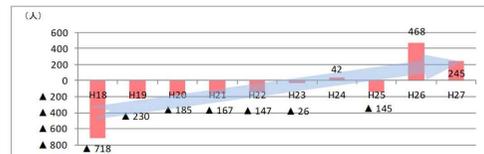
中心市街地（都心地区）では、2008年（H20）から転入超過を維持しており、2015年（H27）は前年と比較し、超過数が増加し、人口増となりました。

公共交通沿線居住推進地区では、転出超過が減少傾向にあり、2012年（H24）・2014年（H26）・2015年（H27）は転入超過となりました。

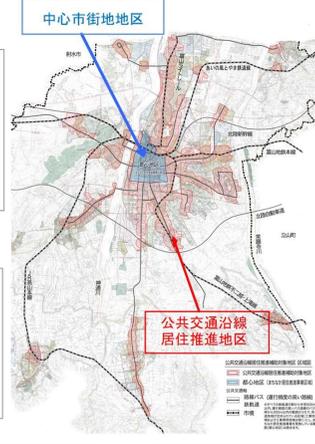
【中心市街地（都心地区）の社会増減（転入－転出）の推移】



【公共交通沿線居住推進地区の社会増減（転入－転出）の推移】

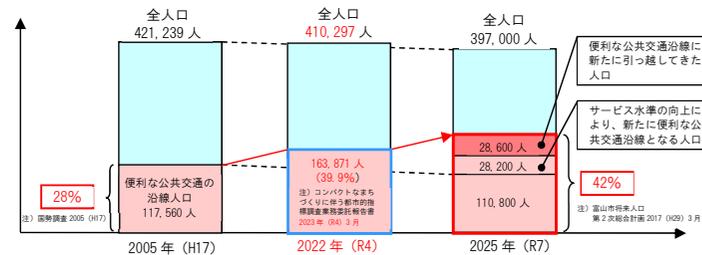


居住を推進する区域における社会増減



見直し(案) (赤字：追記・見直し箇所)

■エリア 鉄軌道沿線……1,481ha バス路線沿線……1,446ha	■人口密度 鉄軌道沿線……44人/ha バス路線沿線……34.4人/ha	▶	■エリア 鉄軌道沿線……2,043ha バス路線沿線……1,446ha	■人口密度 鉄軌道沿線……50人/ha バス路線沿線……40人/ha
---	--	---	---	--



公共交通が便利な地域に住む人口目標

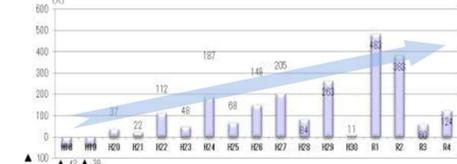
2. 施策の効果、分析

(1) 人口の変化

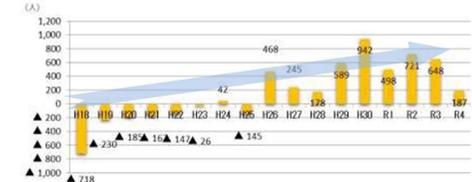
中心市街地（都心地区）では、2022年（R4）は前年と比較し、超過数が減少していますが、2008年（H20）から転入超過を維持しています。

公共交通沿線居住推進地区では、2022年（R4）は前年と比較し、超過数が減少していますが、2014年（H26）から転入超過を維持しています。

【中心市街地（都心地区）の社会増減（転入－転出）の推移】



【公共交通沿線居住推進地区の社会増減（転入－転出）の推移】



居住を推進する区域における社会増減



・実績値の時点修正

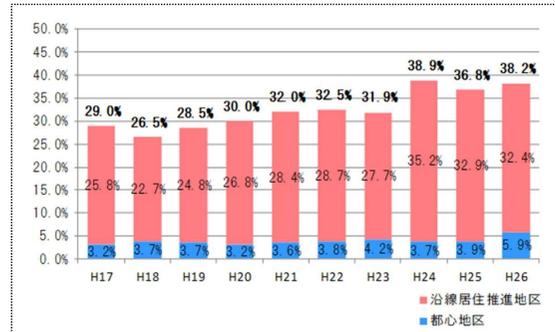
・データの時点修正

第2章 富山市が進めるまちづくり

現 行

(2) 建築着工数の推移

都心・沿線居住推進地区の建築着工数の割合は、2007年（H19）まで20%台の後半で推移していましたが、2008年（H20）以降は30%台の前半で推移し、2014年（H26）には38.2%（都心地区5.9%＋沿線居住推進地区32.4%）まで上昇しています。

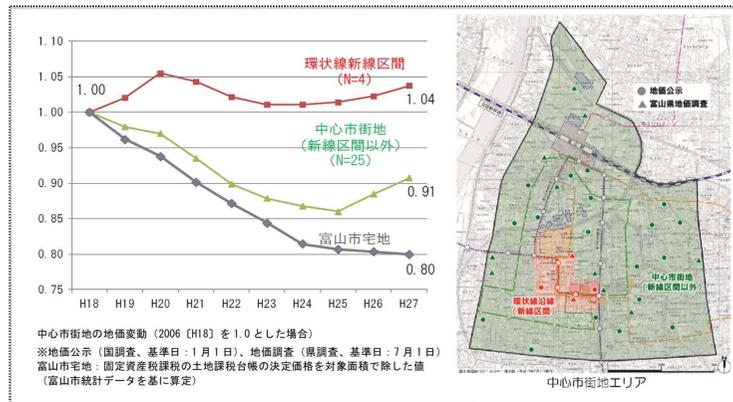


都心・沿線居住推進地区の建築着工数割合

(3) 地価の変化

地価の動向について、県全体の地価平均は、1993年（H5）以降（23年間連続）下落が続いていますが、本市では、環状線新設区間の沿線の地価は、2006年（H18）の水準（2006年〔H18〕を1.0とした場合）を維持し、中心市街地においては、2014年（H26）以降回復傾向となっています。

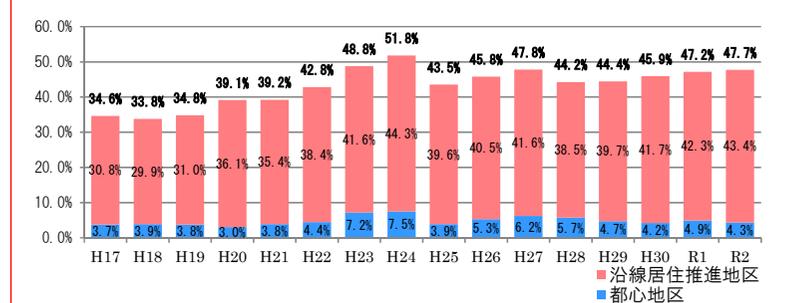
また、2016年（H28）7月の地価公示では、富山市全体では前年比平均＋0.4%、特に商業地は平均＋1.0%上昇しています。地価の維持・上昇は、固定資産税、都市計画税等の税金の安定につながっています。



見直し(案) (赤字: 追記・見直し箇所)

(2) 建築着工数の推移

都心・沿線居住推進地区の建築着工数の割合は、2005年（H17）の34.6%から増加基調で推移しており、2020年（R2）には47.4%（都心地区4.3%＋沿線居住推進地区43.4%）まで上昇しています。

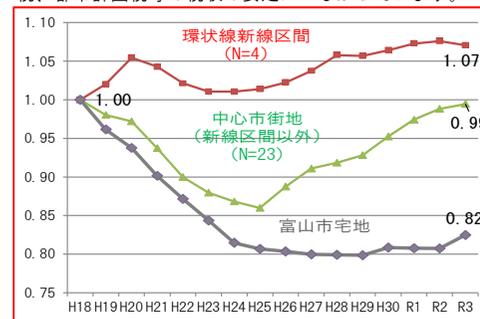


都心・沿線居住推進地区の建築着工数割合

(3) 地価の変化

地価の動向について、県全体の地価平均は、1993年（H5）以降（30年間連続）下落が続いていますが、本市では、環状線新設区間の沿線の地価は、2006年（H18）の水準（2006年〔H18〕を1.0とした場合）を維持し、中心市街地においては、2014年（H26）以降回復傾向となっています。

また、2022年（R4）の地価公示（1月）及び県地価調査（7月）では、富山市全体では前年比平均＋0.6%、特に商業地は平均＋1.3%上昇しています。地価の維持・上昇は、固定資産税、都市計画税等の税金の安定につながっています。



中心市街地の地価変動（2006〔H18〕を1.0とした場合）

※地価公示（国調査、基準日：1月1日）、地価調査（県調査、基準日：7月1日）
富山市宅地：固定資産税課税の土地課税台帳の決定価格を対象面積で除した値（富山市統計データを基に算定）

修正概要

・データの時点修正及びデータの整理方法（新築に限定して集計）の変更

・データの時点修正

第2章 富山市が進めるまちづくり

現 行

中心市街地の地価変動

- 県全体の地価平均は、1993年（H5）以降（23年連続）下落 平均▲0.3%
- 富山市全体では平均+0.4%上昇、特に商業地は平均+1.0%上昇
- 商業地では富山駅周辺や環状線沿線を中心に価格上昇地点は10地点

<上昇に転じた要因>

- ・商業地：北陸新幹線開業、富山駅周辺整備の進捗、民間による再開発の活発化
- ・住宅地：中心市街地周辺での利便性や値ごろ感、まちなか居住推進政策の進展

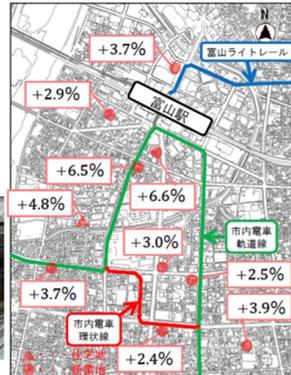


市内電車沿線区間



富山駅高架下LRT空間

（平成28年地価調査より）
※地価調査（県調査、基準日：7月1日）、調査地点数（市内88地点）



【地価上昇率が大きい地点】

富山駅周辺の地価上昇地点（地価公示2016〔H28〕.7.1）

(4) 一世帯当たりの乗用車保有台数

富山県の1世帯当たりの乗用車保有台数は、1.70台で（自動車検査協会発表：2017年〔H29〕3月末現在）2005年〔H17〕（1.73台）から減少したものの、依然、全国第2位の高い水準となっています。

見直し（案）（赤字：追記・見直し箇所）

中心市街地の地価変動

- 県全体の全用途の地価平均は、1993年（H5）以降（30年連続）下落 前年比平均▲0.2%
- 富山市全体では全用途の地価平均が前年比平均+0.8%上昇、特に商業地は平均+1.3%上昇
- 商業地では富山駅周辺や環状線沿線を中心に価格上昇地点は12地点

<上昇の要因>

- ・商業地：路面電車南北接続等の利便性向上による富山駅周辺や環状線沿線での需要増や、民間開発（ホテル等）の活発化
- ・住宅地：中心市街地周辺での利便性向上、まちなか居住推進政策の進展

市内電車沿線区間

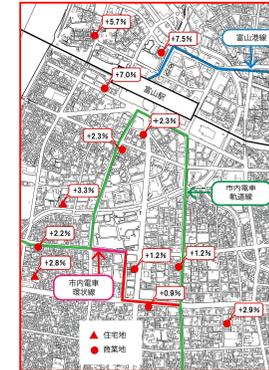


富山駅高架下LRT空間



（2022年〔R4〕富山県地価調査より）

※地価調査（富山県地価調査は基準日：7月1日、調査地点数：市内89地点）



【地価が上昇した地点】

富山駅周辺の地価上昇地点（富山県地価調査2022〔R4〕.7.1）

(4) 一世帯当たりの乗用車保有台数

富山県の1世帯当たりの乗用車保有台数は、1.65台で（自動車検査協会発表：2022年〔R4〕3月末現在）2005年〔H17〕（1.73台）から減少したものの、依然、全国第2位の高い水準となっています。

・データの時点修正

・データの時点修正

修正概要

第2章 富山市が進めるまちづくり

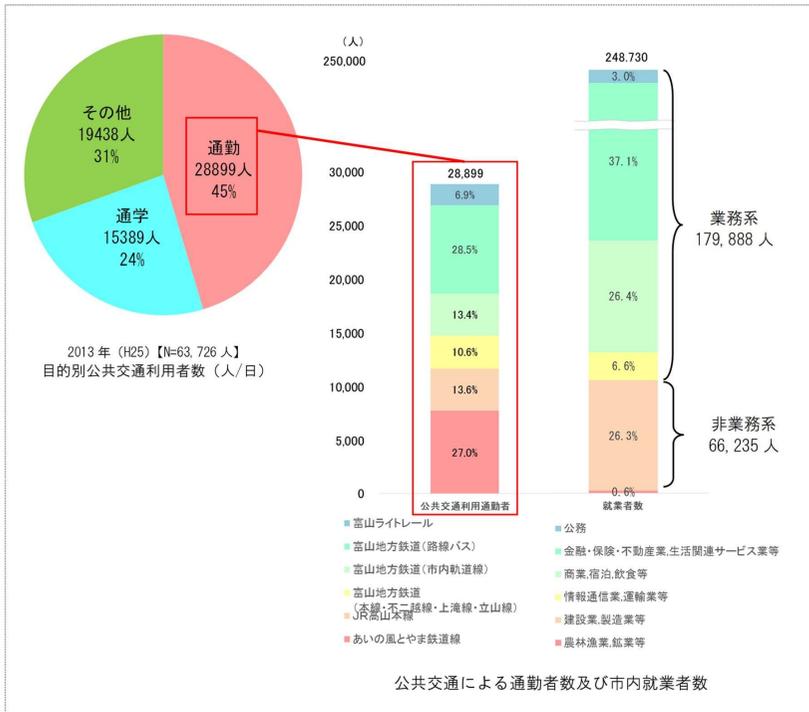
現 行

(5) 交通手段の分担率

本市の公共交通利用者は63,726人/日(2013年〔H25〕)となっており、目的別にみると、通勤、通学が約7割を占めています。

一方、就業者総数は2009年(H21)経済センサス基礎調査によると、248,730人(職住近接が可能な業務系の就業者数は、179,888人)となっています。

2013年(H25)の公共交通利用状況は、公共交通利用の通勤者は28,899人であり、就業者の約12%(業務系の就業者の16%)にとどまっています。



目的別公共交通利用者数と通勤における交通手段

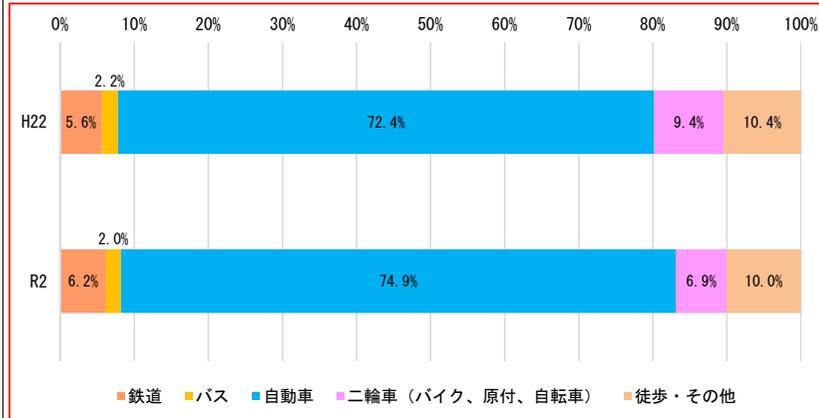
出典：富山市調査、2009年(H21)経済センサス基礎調査より作成

見直し(案)(赤字：追記・見直し箇所)

(5) 交通手段の分担率

本市の通勤・通学時の利用交通手段の推移を見ると、自動車の割合が依然として高く、2010年(H22)の72.4%から2020年(R2)は74.9%に増加しています。

公共交通の中では、鉄道の割合が5.6%から6.2%に増加している一方、バス、徒歩その他が1ポイント未満の微減、二輪車が2.5ポイントの減少となっており、身近な移動手段であるバス、徒歩その他、二輪車の分担率が低い傾向が継続しています。



※1 鉄道：「利用交通手段が1種類 鉄道・電車」+「利用交通手段が2種類 鉄道・電車及び乗合バス」+「利用交通手段が2種類 鉄道・電車及び勤め先・学校のバス」+「利用交通手段が2種類 鉄道・電車及び自家用車」+「利用交通手段が2種類 鉄道・電車及びオートバイ」+「利用交通手段が2種類 鉄道・電車及び自転車」

※2 バス：「利用交通手段が1種類 乗合バス」+「利用交通手段が1種類 勤め先・学校のバス」

※3 自動車：「利用交通手段が1種類 自家用車」+「利用交通手段が1種類 ハイヤー・タクシー」

※4 二輪車(バイク、原付、自転車)：「利用交通手段が1種類 オートバイ」+「利用交通手段が1種類 自転車」

※5 徒歩その他：「利用交通手段が1種類 徒歩だけ」+「利用交通手段が1種類 その他」+「利用交通手段が2種類 その他」+「利用交通手段が3種類以上」+「不詳」

通勤・通学における利用交通手段の分担率の推移

出典：国勢調査より作成

修正概要
・データの時点修正ができないため、経年比較が可能な新たな指標に変更

第2章 富山市が進めるまちづくり

現 行

(6) 市民意識の変化

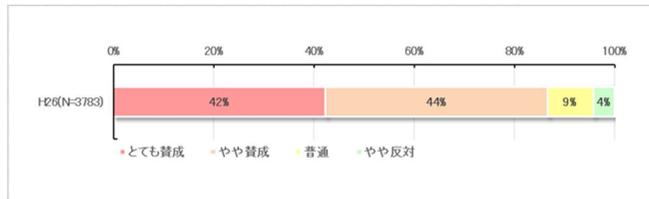
富山市の公共交通（電車やバスなど）に関する市民意識調査結果（2014年〔H26〕12月実施）によると、コンパクトシティ政策に対する賛否は、賛成・やや賛成をあわせて86%となっています。

高齢者の外出頻度は、ほぼ毎日外出する人が44%であり、2006年（H18）に比べ10ポイント増えています。公共交通の利便性向上やおでかけ定期券（富山市独自の高齢者向け公共交通の割引制度）の定着により、高齢者の外出頻度が増加していると考えられます。

こうしたことから、本市が進めるコンパクトシティ政策への市民理解度は高く、少しずつ公共交通の利用に対する意識の改善に向かっていきます。

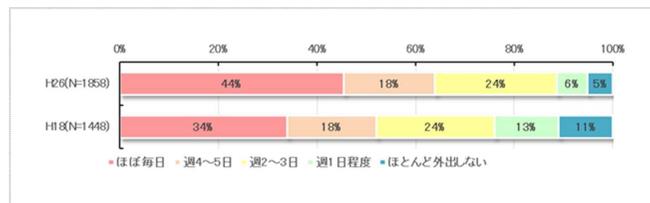
市民意識調査（2015年〔H27〕8月実施）では、本市が進める施策に対する不満度において「拠点を結ぶ交通体系の再構築」等の不満の割合が高くなっている一方で、まちづくりに関しての重点的に取り組むべき施策として「拠点を結ぶ交通体系の再構築」「賑わいと交流の都市空間の整備・充実」「歩いて暮らせるまちづくりの推進」などの割合が高いことから、これまでのまちづくりを着実に進めていくことが求められております。

また、旧町村域においては、「地域を結ぶ生活を支える道路網」と「中山間地域の振興」が重要だと感じられております。



コンパクトシティ政策への市民意識

出典：2014年度（H26）公共交通に関する市民意識調査



高齢者（60歳以上）の外出頻度の変化

出典：2014年度（H26）公共交通に関する市民意識調査

見直し（案）（赤字：追記・見直し箇所）

(6) 市民意識の変化

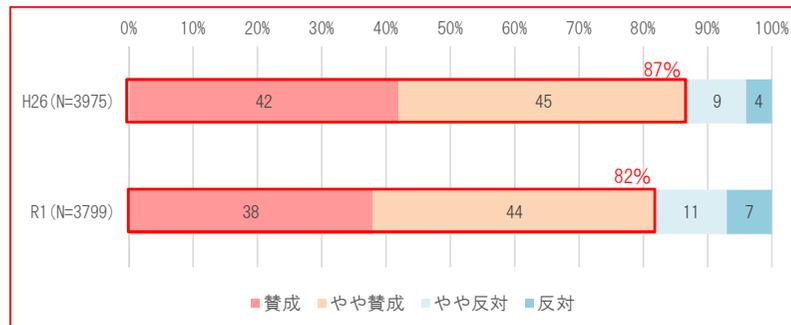
富山市の公共交通（電車やバスなど）に関する市民意識調査結果（2019年〔R1〕12月実施）によると、コンパクトシティ政策に対する賛否は、賛成・やや賛成をあわせて82%となっています。2006年（H18）に比べ5ポイント減少していますが、市民の8割以上の支持を得ています。

高齢者の外出頻度は、ほぼ毎日外出する人が51%であり、2006年（H18）に比べ17ポイント増えています。公共交通の利便性向上やおでかけ定期券（富山市独自の高齢者向け公共交通の割引制度）の定着により、高齢者の外出頻度が増加していると考えられます。

こうしたことから、本市が進めるコンパクトシティ政策への市民理解度は高く、少しずつ公共交通の利用に対する意識の改善に向かっていきます。

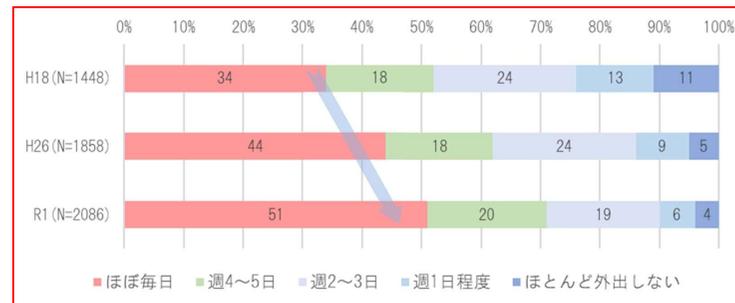
市民意識調査（2020年〔R2〕12月）では、本市が進める施策に対する不満度において「交通体系の整備」等の不満の割合が高くなっている一方で、まちづくりに関しての重点的に取り組むべき施策として「交通体系の整備」「歩いて暮らせるまちづくりの推進」「賑わいと交流の都市空間の整備・充実」などの割合が高いことから、これまでのまちづくりを着実に進めていくことが求められております。

また、**富山地域以外の地域では、「中山間地域の振興」の重要性も意識されています。**



コンパクトシティ政策への市民意識

出典：2019年度（R1）公共交通に関する市民意識調査



高齢者（60歳以上）の外出頻度の変化

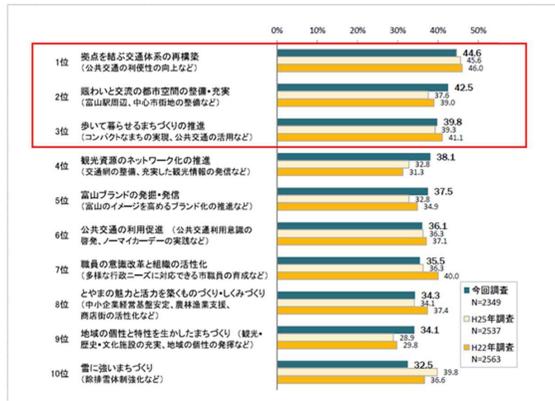
出典：2019年度（R1）公共交通に関する市民意識調査

・データの時点修正

修正概要

第2章 富山市が進めるまちづくり

現行



富山市が進める施策に対する不満度

出典：富山市民意識調査(2015[H27]. 8)

(全体)



(地域別)

地域	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位	10%以上			
富山地域	17.4	8.7	3.9	4	1.6	5	2.1	14	2.5	2.1	20.2	8.6	2.9	
大沢野地域	11.8	8.5	2.6	4.6	1.3	6.5	9.8	11.8	1.3	7.2	13.1	13.7	6.5	
大山地域	5.1	15.2	2.5	6.3	0	1.3	12.7	16.5	2.5	2.5	7.6	15.2	10.1	2.5
八尾地域	6.5	13	4.7	4.7	1.8	5.3	16.6	13	1.2	0	3.6	11.2	13.6	4.7
樽中地域	10.7	8.3	3.4	4.4	2.4	3.9	7.8	13.1	0.5	3.4	6.8	25.7	7.8	1.9
山田地域	6.7	8.9	2.2	0	0	2.2	33.3	2.2	0	0	2.2	20	17.8	4.4
福入地域	7.9	7.9	0	0	0	2.6	31.6	10.5	0	0	5.3	18.4	13.2	2.6
無回答	25.5	3.9	3.9	0	0	0	9.8	11.8	3.9	2	11.8	5.9	9.8	11.8

まちづくりの中で重点的に取り組むべき施策に関する意識

出典：富山市民意識調査(2015 [H27]. 8)

見直し(案) (赤字：追記・見直し箇所)



富山市が進める施策に対する不満度

出典：富山市民意識調査(2020[R2]. 12)

(全体)



(地域別)

地域	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位	10%以上				
富山地域	21.5	17.1	7.7	7.1	2.5	5.2	4.5	4.8	4.5	3.7	4.0	3.7	2.9	2.3	0.8
大沢野地域	15.9	14.4	9.8	8.3	12.1	3.8	3.0	2.3	1.5	3.8	3.8	3.8	4.5	0.8	4.5
大山地域	11.9	19.0	8.3	3.6	13.1	4.8	2.4	3.6	-	4.8	2.4	3.6	2.4	1.2	3.6
八尾地域	8.6	18.0	14.8	5.5	14.1	0.8	0.8	5.5	3.9	4.7	3.9	3.1	3.1	1.6	1.6
樽中地域	18.4	20.0	6.8	7.9	5.3	3.7	5.8	3.2	3.7	3.2	3.2	4.2	3.2	1.1	2.6
山田地域	15.0	-	2.5	2.5	40.0	-	5.0	5.0	2.5	5.0	2.5	-	5.0	-	-
福入地域	5.9	14.7	14.7	2.9	32.4	5.9	8.8	-	-	5.9	-	-	-	-	2.9

まちづくりの中で重点的に取り組むべき施策に関する意識

出典：富山市民意識調査(2020[R2]. 12)

修正概要

・データの時点修正

第2章 富山市が進めるまちづくり

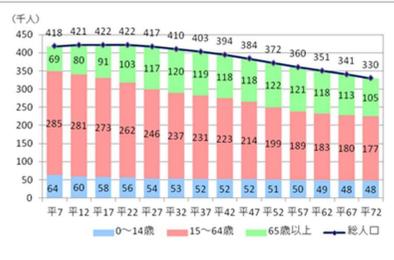
現 行

3. 課題

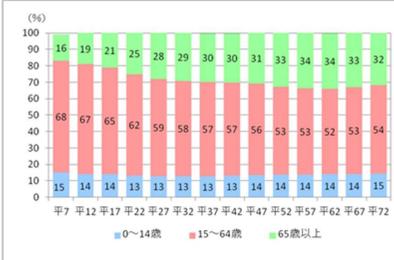
本市では、コンパクトシティ政策に対する市民の理解は高く、効果は発現してきているものの、移動における自動車分担率が依然高く、展開施策に対する不満が比較的高いことがまちづくりの課題として挙げられます。引き続き、以下の課題に対応するため、積極的な施策展開が必要です。

■①人口減少と超高齢化社会

今後も、人口減少と高齢者数増加が見込まれており、経済活動を維持していくための活力の減退が懸念されます。高齢者の健康寿命の延伸を図るほか、生活サービス等が徒歩圏に持続的に確保されるよう、居住を含む都市機能のさらなる誘導が必要です。特に、中山間地域、集落地域は高齢化が深刻であり、集落機能の崩壊や土地の荒廃が懸念されています。良好な自然・景観・営農環境を保全しつつ、地域生活拠点を中心とした各種機能・サービスの集約や周辺集落との交通ネットワークの確保が必要です。



総人口と年齢別人口の予測



年齢別人口割合の予測

出典：富山市人口ビジョン（2015年「H27」）

■③中心市街地及び地域生活拠点の活性化

選ばれる都市の実現には、本市の顔となる中心市街地（都心地区）の活力向上が必要です。そのため、職住近接型の都心構造の構築を進めるとともに、都心地区内の役割・機能分担によるバランスの整った都市機能と事業所の立地が必要です。

見直し（案）（赤字：追記・見直し箇所）

3. 課題

本市では、コンパクトシティ政策に対する市民の理解は高く、効果は発現してきているものの、移動における自動車分担率が依然高く、展開施策に対する不満が比較的高いことがまちづくりの課題として挙げられます。引き続き、以下の課題に対応するため、積極的な施策展開が必要です。

(1)人口減少と超高齢化社会

今後も、人口減少と高齢者数増加が見込まれており、経済活動を維持していくための活力の減退が懸念されます。高齢者の健康寿命の延伸を図るほか、生活サービス等が徒歩圏に持続的に確保されるよう、居住を含む都市機能のさらなる誘導が必要です。特に、中山間地域、集落地域は高齢化が深刻であり、集落機能の崩壊や土地の荒廃が懸念されています。良好な自然・景観・営農環境を保全しつつ、地域生活拠点を中心とした各種機能・サービスの集約や周辺集落との交通ネットワークの確保が必要です。



総人口と年齢別人口の予測



年齢別人口割合の予測

出典：富山市将来人口推計報告書（2020（R2）.1）

(3) 中心市街地及び地域生活拠点の活性化

選ばれる都市の実現には、本市の顔となる中心市街地（都心地区）の活力向上が必要です。そのため、職住近接型の都心構造の構築を進めるとともに、都心地区内の役割・機能分担によるバランスの整った都市機能と事業所の立地が必要です。

また、富山市全体として持続可能な都市を実現するためには、各地域の個性を活かした拠点の育成を図りながら、中心市街地や各拠点が相互に連携し、暮らしの質の向上や地域活力を高めていく必要があります。特に中山間地域は、人口減少・高齢化が顕著であり、環境負荷の低減や災害防止などの公益的機能を果たす自然・農業的土地利用の維持・保全の観点から、コミュニティの活性化が必要です。

・データの時点修正

・都心地区については、中心市街地活性化基本計画等に基づく各種の施策展開により、引き続き施策展開が必要であるものの一定の成果を得ている

・しかし、地域生活拠点については、特に中山間地域等の条件が不利な地域において人口減少・高齢化が顕著であるため、その課題認識を新たに追加

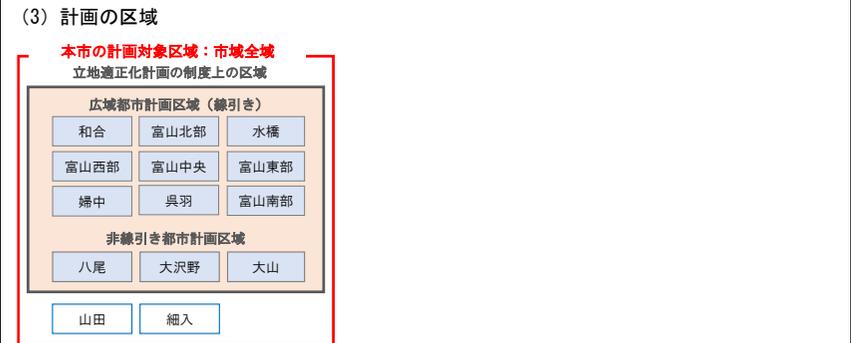
第2章 富山市が進めるまちづくり

現 行	見直し(案) (赤字: 追記・見直し箇所)	修正概要
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(5) 頻発・激甚化する自然災害</p> <p>本市では、常願寺川、神通川の二大河川が市街地を貫流するとともに、それら二大河川の複合扇状地及び氾濫平野、旧河道地に市街地が位置していることから、水災害のリスクを全て排除してまちづくりを進めることは難しい地形条件となっています。また、傾斜地やがけ下に近接した区域では、地質等の状況によっては土砂崩壊のリスクがあります。このため、地球温暖化等を背景として、頻発・激甚化する豪雨災害などに対応したまちづくりが必要です。</p> <p>(6) 既成市街地における空き地・空き家の増加</p> <p>既成市街地周辺の農地などの宅地化が進む一方、既成市街地においては狭隘な区画道路や狭小な土地などを要因として不動産が流動せず、空き家や空き地等の低未利用な都市空間が増加しており、今後、住環境の悪化や都市の活力低下を招くことが懸念されます。</p> <p>特に居住を推進する都心地区や公共交通沿線地区においては、宅地造成の開発余地となっていた農地などが減少してきたことから、今後も公共交通沿線への居住を誘導するため空き家や空き地などの活用や不動産を流動させる仕組みづくりが必要です。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="952 715 1355 1013"> <p>空き家数の変化</p> <p>出典：富山市空き家実態把握調査業務委託報告書</p> </div> <div data-bbox="1366 715 1774 1013"> <p>空き地(低未利用土地)の変化</p> <p>出典：都市計画基礎調査</p> </div> </div>	<p>・今回の改定で「防災指針」を追加することから、「頻発・激甚化する自然災害」を新たな課題認識として追加</p> <p>・既成市街地の空き地・空き家の増加が新たな都市課題として顕在化しているため、新たな課題認識として追加</p>

第3章 富山市立地適正化計画

現 行

1. 計画の方針
(中略)
(2) 計画の位置付け
「富山市立地適正化計画」(以下、本計画とする)は、長期的なまちづくりの方針を示す「富山市都市マスタープラン」の一部に位置付けられます。また、本市では、これまで「富山市都市マスタープラン」と将来の公共交通のあり方を示す「富山市公共交通活性化計画」が連携して、公共交通を軸とした拠点集中型のコンパクトなまちづくりに取り組んできたことから、本計画においても「富山市公共交通活性化計画」を上位計画として策定した「富山市地域公共交通網形成計画(2016〔H28〕.9策定)」と連携し、コンパクトなまちづくりの実現を目指します。



本計画の対象区域

(4) 計画の期間及び数値目標

	基 準 2005年(H17)	実 績 2018年(H30)	目 標 2025年(R7)
公共交通が便利な地域 に住む市民の割合	28% (117,560人)	38.7% (161,380人)	42% (167,600人)

富山市立地適正化計画の数値目標

(中略)
2. 居住誘導区域
(1) 設定方針
本市では、都心から放射状に形成された鉄軌道をはじめとする公共交通網などの既存ストックを活用し、鉄道駅やバス停などの徒歩圏に、居住の誘導や日常生活に必要な機能の集積を図り、車を自由に使えない人も安心・快適に暮らすことができるまちづくりを目指しております。
このことから、都市マスタープランにおいて、鉄道駅やバス停などの徒歩圏に居住を推進する地区として「都心地区」と「公共交通沿線居住推進地区」を設定し、これまで、居住と都市機能の誘導を図ってきました。

見直し(案)(赤字:追記・見直し箇所)

1. 計画の方針
(中略)
(2) 計画の位置付け
「富山市立地適正化計画」(以下、本計画とする)は、長期的なまちづくりの方針を示す「富山市都市マスタープラン」の一部に位置付けられます。また、本市では、これまで「富山市都市マスタープラン」と将来の公共交通のあり方を示す「富山市公共交通活性化計画」が連携して、公共交通を軸とした拠点集中型のコンパクトなまちづくりに**取組ん**できたことから、本計画においても「富山市公共交通活性化計画」を上位計画として策定した「富山市地域公共交通網形成計画(2021〔R3〕.3**追加・修正**)」と連携し、コンパクトなまちづくりの実現を目指します。



本計画の対象区域

(4) 計画の期間及び数値目標

	基 準 2005年(H17)	実 績 2022年(R4)	目 標 2025年(R7)
公共交通が便利な地域 に住む市民の割合	28% (117,560人)	39.9% (163,871人)	42% (167,600人)

富山市立地適正化計画の数値目標

(中略)
2. 居住誘導区域
(1) 設定方針
本市では、都心から放射状に形成された鉄軌道をはじめとする公共交通網などの既存ストックを活用し、鉄道駅やバス停などの徒歩圏に、居住の誘導や日常生活に必要な機能の集積を図り、車を自由に使えない人も安心・快適に暮らすことができるまちづくりを**目指しています**。
このことから、都市マスタープランにおいて、鉄道駅やバス停などの徒歩圏に居住を推進する地区として「都心地区」と「公共交通沿線居住推進地区」を設定し、これまで、居住と都市機能の誘導を図ってきました。

修正概要

- ・計画の追加・修正を反映
- ・表現の適正化
- ・実績値の時点修正
- ・表現の適正化

第3章 富山市立地適正化計画

現行

本計画では、本市の都市マスタープランと同様に、居住誘導区域は、「都心地区」と「公共交通沿線居住推進地区」を基本に設定するものとし、市民が公共交通沿線での居住と郊外居住のいずれもが選択できる環境を提供しながら、公共交通の活性化や都市機能の集約により区域内の魅力を高め、中長期的に居住の誘導を図る区域とします。

ただし、都市再生特別措置法により含まないとされている市街化調整区域や都市計画運用指針において、原則、居住誘導区域に含めない区域とされている土砂災害特別警戒区域などの「災害リスクの高い区域」は除いて設定します。

(2) 居住誘導区域に含めない区域

都市計画運用指針では、以下に掲げる災害リスクの高い区域については、原則、居住誘導区域に含めない区域とされていることから、本市においても、居住誘導区域に設定しないこととします。

- ・土砂災害特別警戒区域（土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条第1項）
- ・津波災害特別警戒区域（津波防災地域づくりに関する法律第72条第1項）
- ・災害危険区域（建築基準法第39条第1項）
- ・地すべり防止区域（地すべり防止法第3条第1項）
- ・急傾斜地崩壊危険区域（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項）

都市計画運用指針	富山市の状況（居住誘導区域内を対象とする）
①土砂災害特別警戒区域	・呉羽、大沢野、大山、八尾地域の一部が該当。 （富山県土木部砂防課の「土砂災害警戒区域等指定状況」より）
②津波災害特別警戒区域	・本市では、該当区域無し
③災害危険区域	・呉羽、富山西部、八尾地域の一部が該当。 ※富山県において急傾斜地崩壊危険区域が本区域に指定されている。
④地すべり防止区域	・大山地域の一部が該当。 （富山県土木部富山土木センター「地すべり防止区域台帳」より）
⑤急傾斜地崩壊危険区域	・呉羽、富山西部、八尾地域の一部が該当。 （富山県土木部富山土木センター「急傾斜地崩壊危険区域台帳」より）

居住誘導区域に含めない区域

土砂災害警戒区域や浸水想定区域、呉羽山断層などの断層帯等については、都市計画運用指針において、災害リスクや警戒避難体制の整備状況など総合的に判断し、居住誘導区域の設定を行うこととされています。

本市では、各種ハザードマップを作成し、災害リスクの周知を行うとともに、地域防災計画等によって避難体制の整備を推進しております。

また、土砂災害警戒区域や浸水想定区域、呉羽山断層などの断層帯等については、建築に係る法制度上の制限や規定が無く、既に市街化が進んでいる地域もあることから、居住誘導区域に含めない区域から除外することとします。

見直し（案）（赤文字：追記・見直し箇所）

本計画では、本市の都市マスタープランと同様に、居住誘導区域は、「都心地区」と「公共交通沿線居住推進地区」を基本に設定するものとし、市民が公共交通沿線での居住と郊外居住のいずれもが選択できる環境を提供しながら、公共交通の活性化や都市機能の集約により区域内の魅力を高め、中長期的に居住の誘導を図る区域とします。

ただし、災害レッドゾーン（土砂災害特別警戒区域等）^{※4}、用途地域が工業地域又は工業専用地域の区域^{※5}、災害イエローゾーンの一部（土砂災害警戒区域）^{※6}については、除いて設定します。

※4：都市再生特別措置法により居住誘導区域を定めないとされている

※5：都市計画運用指針により居住誘導区域に含めることについては慎重に判断を行うことが望ましいとされている

※6：災害リスク等を総合的に勘案し居住を誘導することが不適と判断される場合には、原則として居住誘導区域に含まないこととすべきとされている

① 基本的な区域（公共交通の利便性が高い地区のうち用途地域が設定されている区域）

■都心地区

富山市総合計画に位置付けられた都心地区

■公共交通沿線居住推進地区^{※7}

○全ての鉄軌道の駅から概ね500m ○運行頻度の高いバス路線のバス停から概ね300m

※7：用途地域が指定されている地区における開発行為や区画整理事業により新たに開発された住宅団地が、一定の割合で徒歩圏に含まれる場合は、開発地区全体を居住誘導区域として設定

② 居住誘導区域に含めない区域

1) 居住誘導区域を定めない区域 <都市再生特別措置法第81条第19項、同法施行令第30条>

■災害レッドゾーン

- 災害危険区域
- 急傾斜地崩壊危険区域^{※8}
- 地すべり防止区域^{※8}
- 土砂災害特別警戒区域

※8：法令において、地すべり防止区域及び急傾斜地崩壊危険区域は、対策済みの場合、含めない区域から除外するとされているが、本市では対策の有無に関わらず一律除外として取り扱う。

2) 居住誘導区域に含めることについては慎重に判断を行うことが望ましい区域 <都市計画運用指針>

■用途地域が工業地域及び工業専用地域

3) 居住誘導区域を誘導することが不適と判断される場合には、原則として居住誘導区域に含まないこととすべき区域 <都市計画運用指針>

■災害イエローゾーンの一部^{※9}

- 土砂災害警戒区域

※9：災害イエローゾーンの取扱いについては、「第4章 防災指針 3 (3) 居住誘導区域の見直し」を参照。

※法令等に規定があり、上記に記載の無い災害ハザードエリア等については、市域指定無し又は居住誘導区域に含む。

①基本的な区域 から ②居住誘導に含めない区域 を除外した区域 = 居住誘導区域

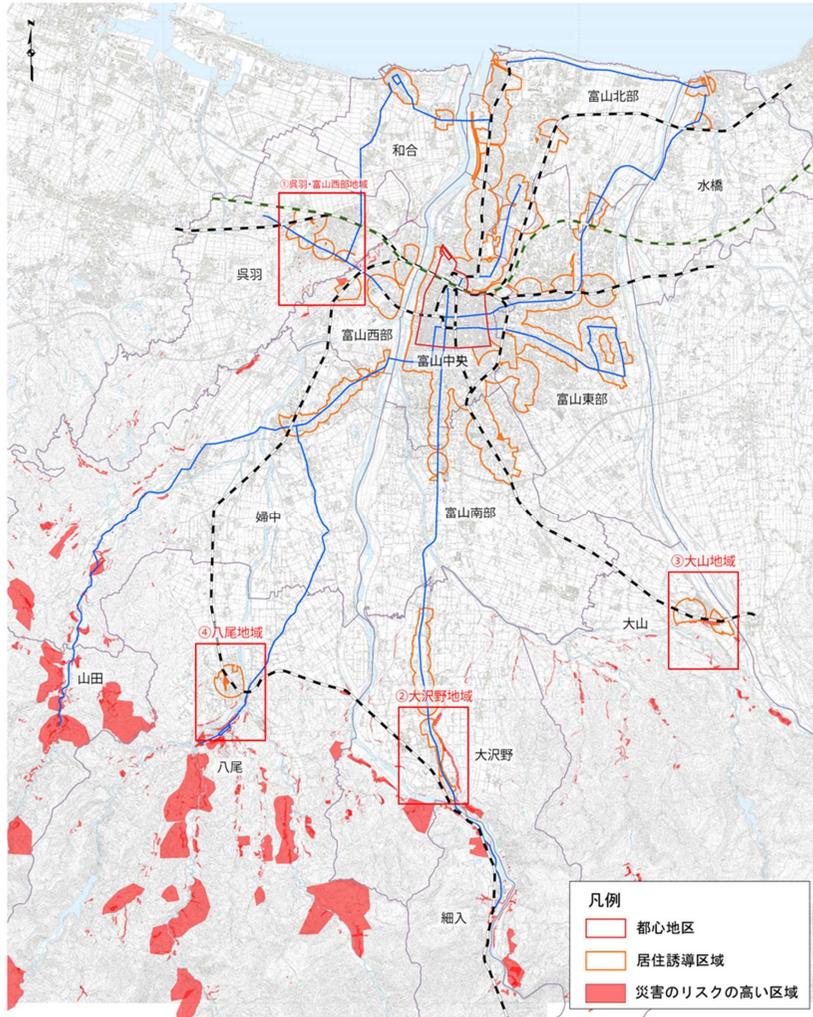
・今回の改定では、居住誘導区域の除外要素として、災害イエローゾーンの一部（土砂災害警戒区域）を追加

・今回の改定では、居住誘導区域の除外要素として、災害イエローゾーンの一部（土砂災害警戒区域）を追加したことを踏まえ、居住誘導区域の設定の流れを再整理し、フロー図を追加

・居住誘導区域に含めない区域は参考として、本項目の後ろに移動。

第3章 富山市立地適正化計画

現行

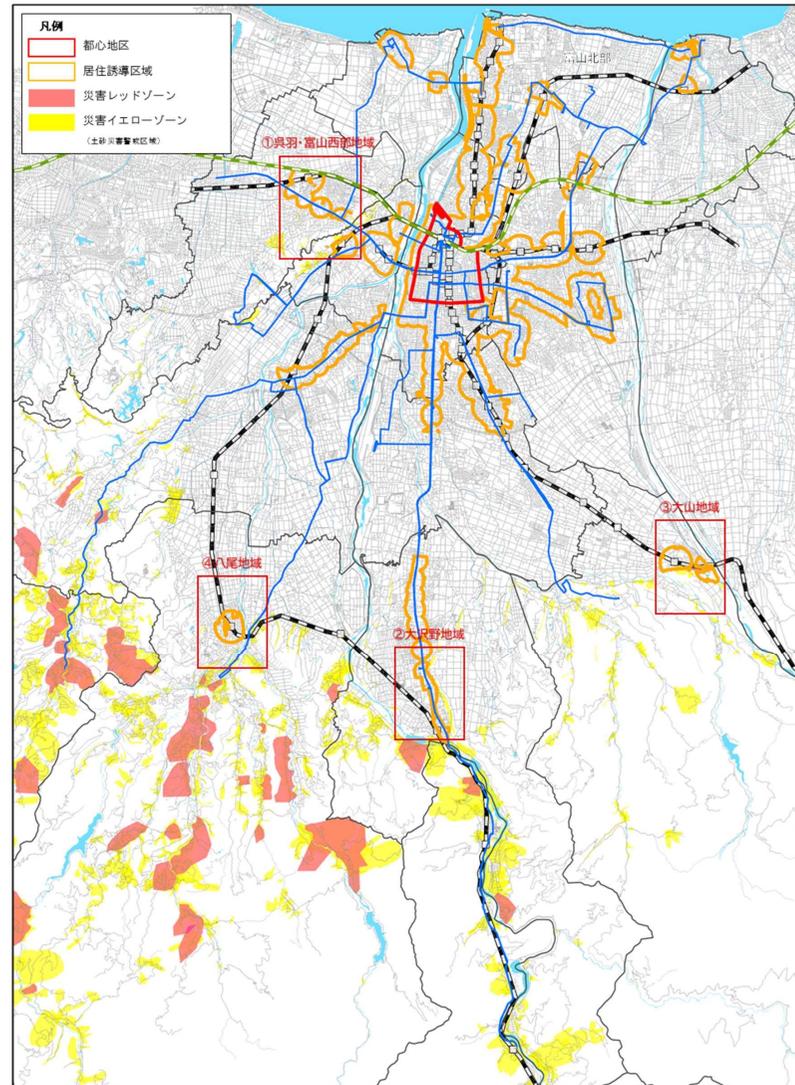


居住誘導区域に含めない区域（全体）

見直し（案）（赤文字：追記・見直し箇所）

【参考】居住誘導区域に含めない区域（災害ハザードエリア関連）

<全体図>



修正概要

・居住誘導区域の除外要素として、災害イエローゾーンの一部（土砂災害警戒区域）を追加

第3章 富山市立地適正化計画

現行

<詳細図(地域別)>



(①呉羽・富山西部地域)

(②大沢野地域)



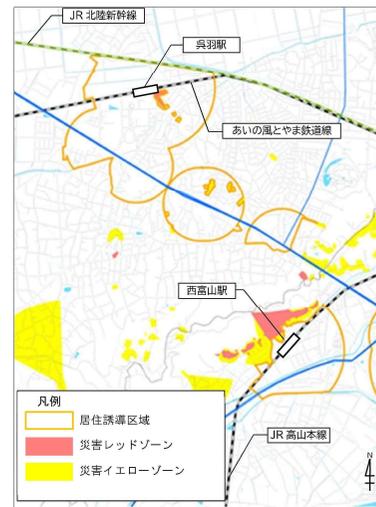
(③大山地域)

(④八尾地域)

見直し(案) (赤文字: 追記・見直し箇所)

<詳細図(地域別)>

(①呉羽・富山西部地域)



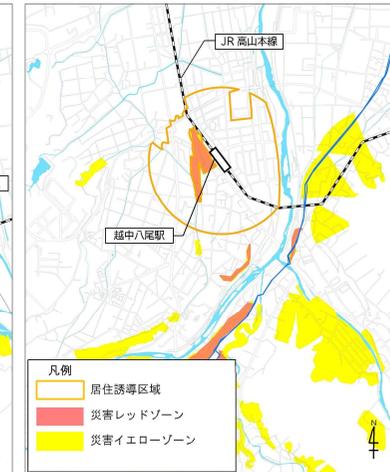
(②大沢野地域)



(③大山地域)



(④八尾地域)



修正概要

・居住誘導区域の除外要素として、災害イエローゾーンの一部(土砂災害警戒区域)を追加

第3章 富山市立地適正化計画

現 行

3. 都市機能誘導区域

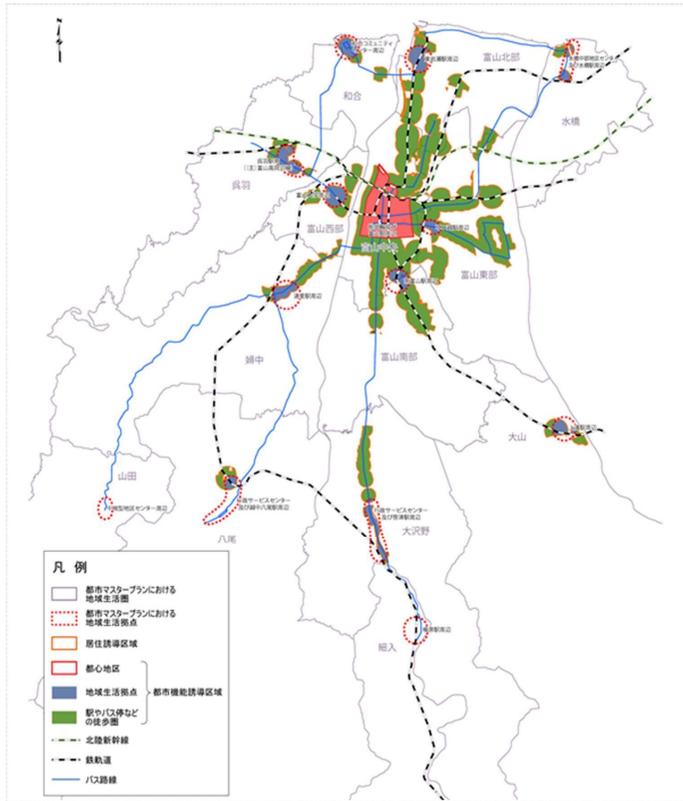
(中略)

(2) 都市機能誘導区域

本市では、以下のとおり都市機能誘導区域を設定します。

都市機能誘導区域	都心地区：富山市総合計画で位置付けられた都心地区（約 436ha）
	地域生活拠点：富山市都市マスタープランで地域生活拠点に位置付けられた居住誘導区域（約 567ha）
	駅やバス停などの徒歩圏：都心地区、地域生活拠点以外の居住誘導区域（約 2,919ha）

※都市再生特別措置法第 81 条第 2 項第 3 号で規定する「都市機能誘導区域」は都心地区のみを指し、地域生活拠点と駅やバス停などの徒歩圏は、市独自の都市機能誘導区域とする。なお、都市計画区域外の地域生活拠点は、日常生活に必要な機能が生活交通や各種サービスの維持確保によって享受できる区域とする。



都市機能誘導区域

見直し(案) (赤文字：追記・見直し箇所)

3. 都市機能誘導区域

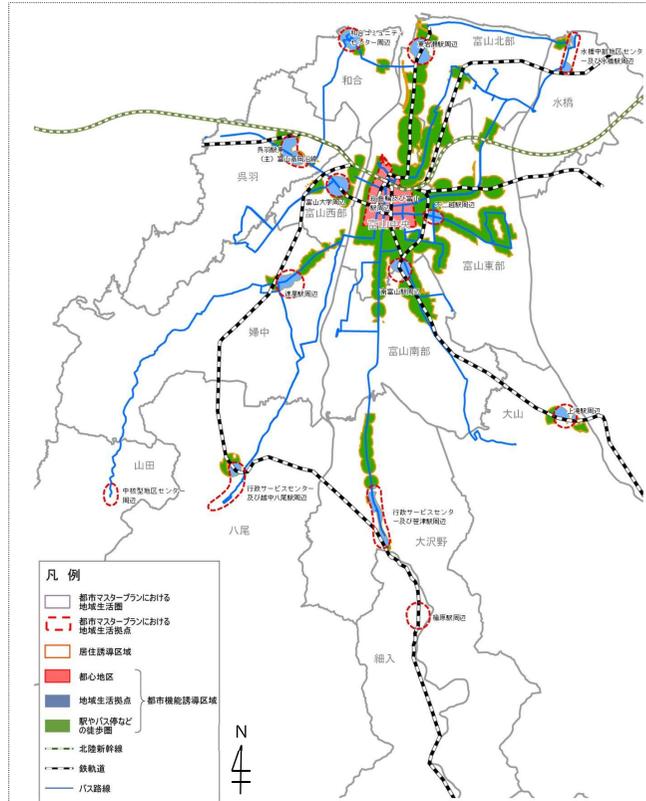
(中略)

(2) 都市機能誘導区域

本市では、以下のとおり都市機能誘導区域を設定します。

都市機能誘導区域	都心地区：富山市総合計画で位置付けられた都心地区（約 436ha）
	地域生活拠点：富山市都市マスタープランで地域生活拠点に位置付けられた居住誘導区域（約 557ha）
	駅やバス停などの徒歩圏：都心地区、地域生活拠点以外の居住誘導区域（約 2,926ha）

※都市再生特別措置法第 81 条第 2 項第 3 号で規定する「都市機能誘導区域」は都心地区のみを指し、地域生活拠点と駅やバス停などの徒歩圏は、市独自の都市機能誘導区域とする。なお、都市計画区域外の地域生活拠点は、日常生活に必要な機能が生活交通や各種サービスの維持確保によって享受できる区域とする。



都市機能誘導区域

修正概要

・今回の居住誘導区域の見直しにあわせて、都市機能誘導区域を変更

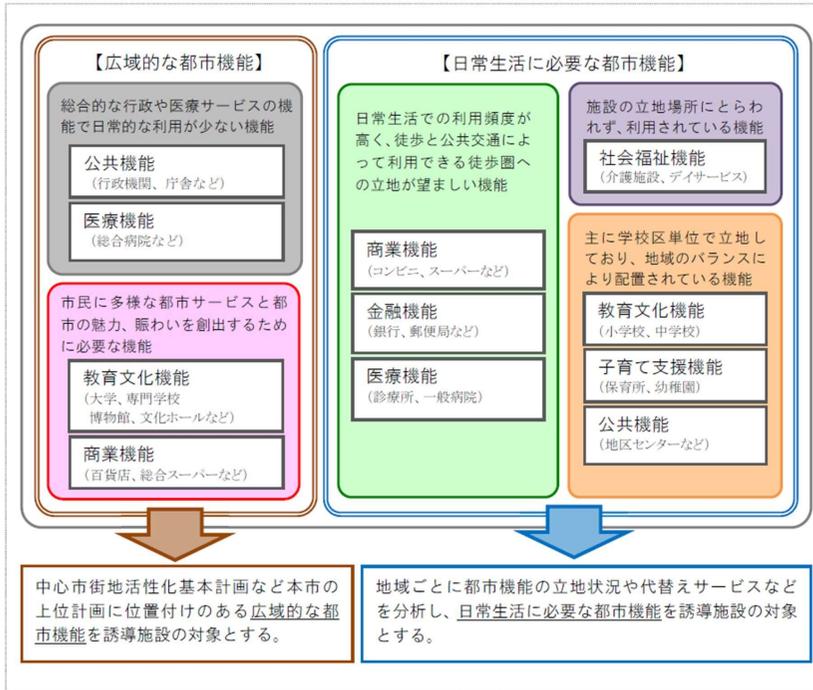
第3章 富山市立地適正化計画

現 行	見直し（案）（赤文字：追記・見直し箇所）	修正概要																																																				
<p>4. 誘導施設 （中略）</p> <p>(2) 誘導施設（誘導すべき都市施設）の整理と分類 （中略）</p> <p>2) 広域的な都市機能と日常生活に必要な都市機能の分類（利用頻度、利用人口など） （中略）</p> <p>◎日常生活に必要な都市機能</p> <p>最寄り品の購入や医療など商業・サービスを市民が身近に享受できる都市機能を、日常の利用頻度から、以下のとおり設定します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">都市機能名</th> <th style="text-align: center;">都市施設名</th> <th style="text-align: center;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">商業機能</td> <td>・ コンビニエンスストア</td> <td>・ 食品や日用雑貨など多数の種を扱う小規模店舗</td> </tr> <tr> <td>・ スーパー</td> <td>・ 生鮮食料を取り扱う店舗面積約1,000㎡規模の商業施設（共同店舗、複合施設含む）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">金融機能</td> <td>・ 銀行 ・ 郵便局 ・ J A（農協）</td> <td>・ 窓口があり入出金が可能な金融機関</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">医療機能</td> <td>・ 内科 ・ 外科 ・ 整形外科 ・ 小児科 ・ 歯科</td> <td>・ 内科、外科、整形外科、小児科、歯科を診療科目とする病院、診療所</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">教育文化機能</td> <td>・ 小学校 ・ 中学校</td> <td>・ 市立の小・中学校</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">子育て支援機能</td> <td>・ 保育所 ・ 幼稚園</td> <td>・ 市立・私立の保育所（園）・認定こども園・幼稚園</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">公共機能</td> <td>・ 地区センター</td> <td>・ 届出受付や窓口業務、施設管理を取り扱う公共施設</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">社会福祉機能</td> <td>・ 通所介護 ・ 通所リハビリ ・ 障害者支援など</td> <td>・ 通所等を主目的とする介護施設</td> </tr> </tbody> </table> <p>（中略）</p>	都市機能名	都市施設名	備 考	商業機能	・ コンビニエンスストア	・ 食品や日用雑貨など多数の種を扱う小規模店舗	・ スーパー	・ 生鮮食料を取り扱う店舗面積約1,000㎡規模の商業施設（共同店舗、複合施設含む）	金融機能	・ 銀行 ・ 郵便局 ・ J A（農協）	・ 窓口があり入出金が可能な金融機関	医療機能	・ 内科 ・ 外科 ・ 整形外科 ・ 小児科 ・ 歯科	・ 内科、外科、整形外科、小児科、歯科を診療科目とする病院、診療所	教育文化機能	・ 小学校 ・ 中学校	・ 市立の小・中学校	子育て支援機能	・ 保育所 ・ 幼稚園	・ 市立・私立の保育所（園）・認定こども園・幼稚園	公共機能	・ 地区センター	・ 届出受付や窓口業務、施設管理を取り扱う公共施設	社会福祉機能	・ 通所介護 ・ 通所リハビリ ・ 障害者支援など	・ 通所等を主目的とする介護施設	<p>4. 誘導施設 （中略）</p> <p>(2) 誘導施設（誘導すべき都市施設）の整理と分類 （中略）</p> <p>2) 広域的な都市機能と日常生活に必要な都市機能の分類（利用頻度、利用人口 など） （中略）</p> <p>◎日常生活に必要な都市機能</p> <p>最寄り品の購入や医療など商業・サービスを市民が身近に享受できる都市機能を、日常の利用頻度から、以下のとおり設定します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">都市機能名</th> <th style="text-align: center;">都市施設名</th> <th style="text-align: center;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">商業機能</td> <td>・ コンビニエンスストア</td> <td>・ 食品や日用雑貨など多数の種を扱う小規模店舗</td> </tr> <tr> <td>・ スーパー</td> <td>・ 生鮮食料を取り扱う商業施設（共同店舗、複合施設含む）など</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">金融機能</td> <td>・ 銀行 ・ 郵便局 ・ J A（農協）</td> <td>・ 窓口があり入出金が可能な金融機関</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">医療機能</td> <td>・ 内科 ・ 外科 ・ 整形外科 ・ 小児科 ・ 歯科</td> <td>・ 内科、外科、整形外科、小児科、歯科を診療科目とする病院、診療所</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">教育文化機能</td> <td>・ 小学校 ・ 中学校</td> <td>・ 市立の小・中学校</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">子育て支援機能</td> <td>・ 保育所 ・ 幼稚園</td> <td>・ 市立・私立の保育所（園）・認定こども園・幼稚園</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">公共機能</td> <td>・ 地区センター</td> <td>・ 届出受付や窓口業務、施設管理を取り扱う公共施設</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">社会福祉機能</td> <td>・ 通所介護 ・ 通所リハビリ ・ 障害者支援など</td> <td>・ 通所等を主目的とする介護施設</td> </tr> </tbody> </table> <p>（中略）</p>	都市機能名	都市施設名	備 考	商業機能	・ コンビニエンスストア	・ 食品や日用雑貨など多数の種を扱う小規模店舗	・ スーパー	・ 生鮮食料を取り扱う商業施設（共同店舗、複合施設含む）など	金融機能	・ 銀行 ・ 郵便局 ・ J A（農協）	・ 窓口があり入出金が可能な金融機関	医療機能	・ 内科 ・ 外科 ・ 整形外科 ・ 小児科 ・ 歯科	・ 内科、外科、整形外科、小児科、歯科を診療科目とする病院、診療所	教育文化機能	・ 小学校 ・ 中学校	・ 市立の小・中学校	子育て支援機能	・ 保育所 ・ 幼稚園	・ 市立・私立の保育所（園）・認定こども園・幼稚園	公共機能	・ 地区センター	・ 届出受付や窓口業務、施設管理を取り扱う公共施設	社会福祉機能	・ 通所介護 ・ 通所リハビリ ・ 障害者支援など	・ 通所等を主目的とする介護施設	<p>・ スーパーについては、地域の立地条件によって成り立つ規模が異なると考えられるため、機能の有無を重視し、面積規模の要件は設けないものとした</p>
都市機能名	都市施設名	備 考																																																				
商業機能	・ コンビニエンスストア	・ 食品や日用雑貨など多数の種を扱う小規模店舗																																																				
	・ スーパー	・ 生鮮食料を取り扱う店舗面積約1,000㎡規模の商業施設（共同店舗、複合施設含む）																																																				
金融機能	・ 銀行 ・ 郵便局 ・ J A（農協）	・ 窓口があり入出金が可能な金融機関																																																				
医療機能	・ 内科 ・ 外科 ・ 整形外科 ・ 小児科 ・ 歯科	・ 内科、外科、整形外科、小児科、歯科を診療科目とする病院、診療所																																																				
教育文化機能	・ 小学校 ・ 中学校	・ 市立の小・中学校																																																				
子育て支援機能	・ 保育所 ・ 幼稚園	・ 市立・私立の保育所（園）・認定こども園・幼稚園																																																				
公共機能	・ 地区センター	・ 届出受付や窓口業務、施設管理を取り扱う公共施設																																																				
社会福祉機能	・ 通所介護 ・ 通所リハビリ ・ 障害者支援など	・ 通所等を主目的とする介護施設																																																				
都市機能名	都市施設名	備 考																																																				
商業機能	・ コンビニエンスストア	・ 食品や日用雑貨など多数の種を扱う小規模店舗																																																				
	・ スーパー	・ 生鮮食料を取り扱う商業施設（共同店舗、複合施設含む）など																																																				
金融機能	・ 銀行 ・ 郵便局 ・ J A（農協）	・ 窓口があり入出金が可能な金融機関																																																				
医療機能	・ 内科 ・ 外科 ・ 整形外科 ・ 小児科 ・ 歯科	・ 内科、外科、整形外科、小児科、歯科を診療科目とする病院、診療所																																																				
教育文化機能	・ 小学校 ・ 中学校	・ 市立の小・中学校																																																				
子育て支援機能	・ 保育所 ・ 幼稚園	・ 市立・私立の保育所（園）・認定こども園・幼稚園																																																				
公共機能	・ 地区センター	・ 届出受付や窓口業務、施設管理を取り扱う公共施設																																																				
社会福祉機能	・ 通所介護 ・ 通所リハビリ ・ 障害者支援など	・ 通所等を主目的とする介護施設																																																				

第3章 富山市立地適正化計画

現 行

3) 施設特性による都市機能の分類（地域バランス、利用交通手段など）

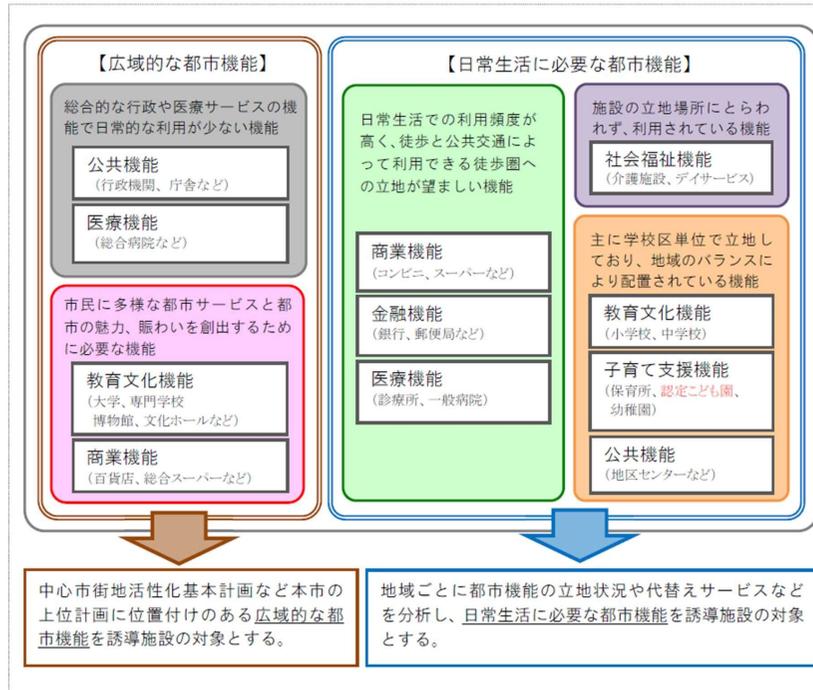


都市機能の分類イメージ

(中略)

見直し(案) (赤文字：追記・見直し箇所)

3) 施設特性による都市機能の分類（地域バランス、利用交通手段など）



都市機能の分類イメージ

(中略)

修正概要

・表現の統一のため、子育て支援機能に認定こども園を追記。

第3章 富山市立地適正化計画

現 行	見直し(案) (赤字: 追記・見直し箇所)	修正概要																				
<p>(3) 誘導施設の分析</p> <p>1) 分析方法</p> <p>本市では、市域を複数の「地域生活圏」に分割し、地域住民の日常的な生活に必要な機能が備わっている拠点を「地域生活拠点」と位置付けていることから、地域生活圏別に、日常生活に必要な都市機能の立地状況を確認し、機能が立地していない場合は、周辺での補完機能(1km圏内)^{※3}や代替サービス(1,000㎡未満の店舗、移動販売、送迎)を確認し地域の状況を把握します。</p> <p>■地域生活拠点内では、日常生活での利用頻度が高く、地域の拠点となる徒歩圏への立地が望ましい「スーパー」、「銀行や郵便局」、「地域の医療の窓口となる内科」の立地状況を確認します。</p> <p>■駅やバス停などの徒歩圏内では、地域生活圏ごとに、いずれかの団子内への立地が望ましい「医療(外科、整形外科、小児科、歯科)」の立地状況を確認します。</p> <p>■また、郊外や都市機能誘導区域外の都市機能の状況を確認するため、小学校区(65校区)での立地状況も併せて確認します。</p> <p>※3: 補完機能(1km圏)は、都市マスタープランにおける地域生活拠点の駅等から1km圏内に立地している施設とし、立地がある場合は、充足しているものとします。</p> <p>(新設)</p> <div style="border: 1px dashed gray; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>(参考) 国では、地方への支援事業(都市再構築戦略事業・都市機能立地支援事業)の対象範囲(中心拠点区域)を駅から1km圏までと設定しています。</p> </div> <p>【地域生活圏内における都市機能の立地状況の確認方法】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">都市機能</th> <th style="width: 85%;">都市機能の立地状況の確認基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>商業機能</td> <td>・地域生活拠点内に、スーパーが立地、又は、補完機能が立地していれば充足しているものとする。 ・地域生活拠点内に生鮮食料を取り扱う店舗が立地していれば代替機能とする。</td> </tr> <tr> <td>医療機能</td> <td>・地域生活拠点内に、内科が立地、又は、補完機能が立地していれば充足しているものとする。 ・駅やバス停などの徒歩圏内に、外科、整形外科、小児科、歯科が立地していれば充足しているものとする。 ・また、補完機能が立地している場合、又は、代替サービスが実施されている場合は充足しているものとする。</td> </tr> <tr> <td>金融機能</td> <td>・地域生活拠点内に、銀行、郵便局、JA(農協)のいずれかが立地していれば充足しているものとする。</td> </tr> <tr> <td>社会福祉機能</td> <td>・車での送迎が主であるため、地域生活圏内に、通所型介護施設が立地していれば充足しているものとする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 教育文化機能(小学校)、公共機能(地区センター)、子育て支援機能(保育所、認定こども園、幼稚園)は、各小学校区において充足しているため、対象外とする。</p>	都市機能	都市機能の立地状況の確認基準	商業機能	・地域生活拠点内に、スーパーが立地、又は、補完機能が立地していれば充足しているものとする。 ・地域生活拠点内に生鮮食料を取り扱う店舗が立地していれば代替機能とする。	医療機能	・地域生活拠点内に、内科が立地、又は、補完機能が立地していれば充足しているものとする。 ・駅やバス停などの徒歩圏内に、外科、整形外科、小児科、歯科が立地していれば充足しているものとする。 ・また、補完機能が立地している場合、又は、代替サービスが実施されている場合は充足しているものとする。	金融機能	・地域生活拠点内に、銀行、郵便局、JA(農協)のいずれかが立地していれば充足しているものとする。	社会福祉機能	・車での送迎が主であるため、地域生活圏内に、通所型介護施設が立地していれば充足しているものとする。	<p>(3) 誘導施設の分析</p> <p>1) 分析方法</p> <p>本市では、市域を複数の「地域生活圏」に分割し、地域住民の日常的な生活に必要な機能が備わっている拠点を「地域生活拠点」と位置付けていることから、地域生活圏別に、日常生活に必要な都市機能の立地状況を確認し、機能が立地していない場合は、周辺での補完機能(1km圏内)^{※10}や代替サービス(移動販売、送迎等)を確認し、地域の状況を把握します。</p> <p>■地域生活拠点内では、日常生活での利用頻度が高く、地域の拠点となる徒歩圏への立地が望ましい「スーパー」、「銀行や郵便局」、「地域の医療の窓口となる内科」の立地状況を確認します。</p> <p>■駅やバス停などの徒歩圏内では、地域生活圏ごとに、いずれかの団子内への立地が望ましい「医療(外科、整形外科、小児科、歯科)」の立地状況を確認します。</p> <p>■また、郊外や都市機能誘導区域外の都市機能の状況を確認するため、小学校区(65校区)^{※11}での立地状況も併せて確認します。</p> <p>※10: 補完機能(1km圏)は、都市マスタープランにおける地域生活拠点の駅等から1km圏内に立地している施設とし、立地がある場合は、充足しているものとします。</p> <p>※11: 小学校区は立地適正化計画策定時(H29.3)の区分とします。</p> <p>(参考) 国では、地方への支援事業(都市再生整備計画事業)の対象範囲を駅から1km圏までと設定しています。</p> <p>【地域生活圏内における都市機能の立地状況の確認方法】^{※12}</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">都市機能</th> <th style="width: 85%;">都市機能の立地状況の確認基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>商業機能</td> <td>・地域生活拠点内に、スーパーが立地、又は、補完機能、誘導施設^{※13}が立地していれば充足しているものとする。</td> </tr> <tr> <td>医療機能</td> <td>・地域生活拠点内に、内科が立地、又は、補完機能が立地していれば充足しているものとする。 ・駅やバス停などの徒歩圏内に、外科、整形外科、小児科、歯科が立地していれば充足しているものとする。 ・また、補完機能が立地している場合、又は、代替サービスが実施されている場合は充足しているものとする。</td> </tr> <tr> <td>金融機能</td> <td>・地域生活拠点内に、銀行、郵便局、JA(農協)のいずれかが立地していれば充足しているものとする。</td> </tr> <tr> <td>社会福祉機能</td> <td>・車での送迎が主であるため、地域生活圏内に、通所型介護施設が立地していれば充足しているものとする。 ・また、近隣の地域生活圏から代替サービスが実施されている場合は充足しているものとする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※12: 教育文化機能(小学校)、公共機能(地区センター)、子育て支援機能(保育所、認定こども園、幼稚園)は、各小学校区において概ね充足しているため、対象外とする。</p> <p>※13: 誘導施設は、富山市都市機能立地促進事業補助金により立地した又は立地予定の商業機能とする。</p>	都市機能	都市機能の立地状況の確認基準	商業機能	・地域生活拠点内に、スーパーが立地、又は、補完機能、誘導施設 ^{※13} が立地していれば充足しているものとする。	医療機能	・地域生活拠点内に、内科が立地、又は、補完機能が立地していれば充足しているものとする。 ・駅やバス停などの徒歩圏内に、外科、整形外科、小児科、歯科が立地していれば充足しているものとする。 ・また、補完機能が立地している場合、又は、代替サービスが実施されている場合は充足しているものとする。	金融機能	・地域生活拠点内に、銀行、郵便局、JA(農協)のいずれかが立地していれば充足しているものとする。	社会福祉機能	・車での送迎が主であるため、地域生活圏内に、通所型介護施設が立地していれば充足しているものとする。 ・また、近隣の地域生活圏から代替サービスが実施されている場合は充足しているものとする。	<p>修正概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スーパーについては、地域の立地条件によって成り立つ規模が異なると考えられるため、機能の有無を重視し、面積規模の要件は設けないものとした ・学校再編とデータの分析単位である校区との関係を追記 ・国の補助事業の改正に伴う変更 ・本市の補助制度の対象となる誘導施設(コンビニ、ドラッグストア等)が立地した場合も充足の評価とする運用に変更 ・社会福祉機能は、「3) 施設特性による都市機能の分類(地域バランス、利用交通手段など)」において、「施設の立地場所にとらわれず利用されている機能」としていることから、近隣地域からの代替サービスがあれば充足の評価とする運用に変更 ・一部未充足の小学校区があるた
都市機能	都市機能の立地状況の確認基準																					
商業機能	・地域生活拠点内に、スーパーが立地、又は、補完機能が立地していれば充足しているものとする。 ・地域生活拠点内に生鮮食料を取り扱う店舗が立地していれば代替機能とする。																					
医療機能	・地域生活拠点内に、内科が立地、又は、補完機能が立地していれば充足しているものとする。 ・駅やバス停などの徒歩圏内に、外科、整形外科、小児科、歯科が立地していれば充足しているものとする。 ・また、補完機能が立地している場合、又は、代替サービスが実施されている場合は充足しているものとする。																					
金融機能	・地域生活拠点内に、銀行、郵便局、JA(農協)のいずれかが立地していれば充足しているものとする。																					
社会福祉機能	・車での送迎が主であるため、地域生活圏内に、通所型介護施設が立地していれば充足しているものとする。																					
都市機能	都市機能の立地状況の確認基準																					
商業機能	・地域生活拠点内に、スーパーが立地、又は、補完機能、誘導施設 ^{※13} が立地していれば充足しているものとする。																					
医療機能	・地域生活拠点内に、内科が立地、又は、補完機能が立地していれば充足しているものとする。 ・駅やバス停などの徒歩圏内に、外科、整形外科、小児科、歯科が立地していれば充足しているものとする。 ・また、補完機能が立地している場合、又は、代替サービスが実施されている場合は充足しているものとする。																					
金融機能	・地域生活拠点内に、銀行、郵便局、JA(農協)のいずれかが立地していれば充足しているものとする。																					
社会福祉機能	・車での送迎が主であるため、地域生活圏内に、通所型介護施設が立地していれば充足しているものとする。 ・また、近隣の地域生活圏から代替サービスが実施されている場合は充足しているものとする。																					

第3章 富山市立地適正化計画

現 行

2) 地域生活圏別による都市機能の立地及びサービスの提供状況

①日常生活に必要な都市機能が充足している地域生活拠点

都心地区を含む10の地域生活拠点では、日常生活に必要な都市機能は充足しています。

②日常生活に必要な都市機能が充足していない地域生活拠点

地域生活拠点内では、日常生活での利用頻度が高く、地域の拠点となる徒歩圏への立地が望ましい「スーパー」、「銀行や郵便局」、「地域医療の窓口となる内科」の立地状況を確認したところ、以下の地域で不足が見られるが、近隣では同様の都市機能が存在し、一部の地域では医療機関による送迎サービスや食料品などの移動販売が行われています。

地 区	都市機能	誘導施設	(参考) 都市マスにおける 地域生活拠点からの距離
和合地域	商業機能	スーパー	和合コミュニティセンターから道のり約4.0 km
大山地域	商業機能	スーパー	上滝駅から道のり約5.9 km
	医療機能	内科	上滝駅から道のり約1.6 km
山田地域	商業機能	スーパー	山田中核型地区センターから道のり約8.3 km
細入地域	商業機能	スーパー	楡原駅から道のり約6.6 km
	医療機能	内科	楡原駅から道のり約4.2 km

③日常生活に必要な都市機能が充足していない駅やバス停などの徒歩圏

駅やバス停などの徒歩圏内では、地域生活圏ごとに、いずれかの団子内への立地が望ましい「医療（外科、整形外科、小児科、歯科）」の立地状況を確認したところ、以下の地域で不足が見られるが、近隣には同様の都市機能が存在しています。

地 区	都市機能	誘導施設	(参考) 都市マスにおける 地域生活拠点からの距離
和合地域	医療機能	外科	和合コミュニティセンターから道のり約4.1 km
		歯科	和合コミュニティセンターから道のり約1.5 km
大山地域	医療機能	外科	上滝駅から道のり約6.1 km
		小児科	上滝駅から道のり約3.9 km
		歯科	上滝駅から道のり約2.6 km

見直し(案) (赤文字: 追記・見直し箇所)

2) 地域生活圏別による都市機能の立地及びサービスの提供状況

①日常生活に必要な都市機能が充足している地域生活拠点

都心地区を含む11の地域生活拠点では、日常生活に必要な都市機能は充足しています。

②日常生活に必要な都市機能が充足していない地域生活拠点

地域生活拠点内では、日常生活での利用頻度が高く、地域の拠点となる徒歩圏への立地が望ましい「スーパー」、「銀行や郵便局」、「地域医療の窓口となる内科」の立地状況を確認したところ、以下の地域で不足が見られるが、近隣では同様の都市機能が存在し、一部の地域では医療機関による送迎サービスや食料品などの移動販売が行われています。

地 区	都市機能	誘導施設	(参考) 都市マスにおける 地域生活拠点からの距離
大山地域	医療機能	内科	上滝駅から道のり約1.6 km
山田地域	医療機能	内科	山田中核型地区センターから道のり約8.3 km
細入地域	商業機能	スーパー	楡原駅から道のり約6.6 km
	医療機能	内科	楡原駅から道のり約4.2 km

③日常生活に必要な都市機能が充足していない駅やバス停などの徒歩圏

駅やバス停などの徒歩圏内では、地域生活圏ごとに、いずれかの団子内への立地が望ましい「医療（外科、整形外科、小児科、歯科）」の立地状況を確認したところ、以下の地域で不足が見られるが、近隣には同様の都市機能が存在しています。

地 区	都市機能	誘導施設	(参考) 都市マスにおける 地域生活拠点からの距離
和合地域	医療機能	外科	和合コミュニティセンターから道のり約4.1 km
大山地域	医療機能	外科	上滝駅から道のり約6.1 km
		小児科	上滝駅から道のり約3.9 km

修正概要

め概ね充足の表現に変更

- 日常生活に必要な都市機能が充足している地域生活拠点に和合地域を追加

- 時点修正

- 時点修正

第3章 富山市立地適正化計画

現行

見直し(案) (赤字: 追記・見直し箇所)

修正概要

地域生活圏	区分	地域生活圏内に必要な機能				駅やバス停などの徒歩圏内に必要な機能					地域生活圏内に必要な機能 社会福祉
		(スーパ)商業機能	銀行金融機能 郵便局	医療機能	医療機能						
					内科	外科	外整形	科小児	歯科		
富山中央	地域生活拠点(都心地区)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	駅やバス停などの徒歩圏	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	地域生活圏	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
富山北部	地域生活拠点	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	駅やバス停などの徒歩圏	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	地域生活圏	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
和合	地域生活拠点	×	○	○	×	送	×	×	補		
	駅やバス停などの徒歩圏	×	○	○	×	送	○	×	補		
	地域生活圏	×店	○	○	×	○	○	○	○	○	○
呉羽	地域生活拠点	○	○	○	補	○	○	補	○	○	○
	駅やバス停などの徒歩圏	○	○	○	補	○	○	補	○	○	○
	地域生活圏	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
富山西部	地域生活拠点	○	○	○	補	補	○	○	○	○	○
	駅やバス停などの徒歩圏	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	地域生活圏	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
富山南部	地域生活拠点	○	○	○	補	補	補	○	○	○	○
	駅やバス停などの徒歩圏	○	○	○	補	○	○	○	○	○	○
	地域生活圏	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
富山東部	地域生活拠点	○	○	○	補	補	○	補	補	○	○
	駅やバス停などの徒歩圏	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	地域生活圏	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
水橋	地域生活拠点	補	○	補	補	補	○	補	○	補	○
	駅やバス停などの徒歩圏	補	○	補	○	○	補	○	○	○	○
	地域生活圏	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
大沢野	地域生活拠点	○	○	○	送	○	○	○	○	○	○
	駅やバス停などの徒歩圏	○	○	○	補	○	○	○	○	○	○
	地域生活圏	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
大山	地域生活拠点	×店移	○	送	×	送	×	×	×	○	○
	駅やバス停などの徒歩圏	×店・移	○	送	×	送	×	×	×	○	○
	地域生活圏	×店・移	○	○	×	○	×	○	×	○	○
八尾	地域生活拠点	補	○	○	○	補	○	○	○	○	○
	駅やバス停などの徒歩圏	補	○	○	○	補	○	○	○	○	○
	地域生活圏	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
婦中	地域生活拠点	○	○	○	送	○	○	○	○	○	○
	駅やバス停などの徒歩圏	○	○	○	送	○	○	○	○	○	○
	地域生活圏	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
山田	地域生活拠点	×店・移	○	補	補	補	送	補	補	○	○
	駅やバス停などの徒歩圏	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	地域生活圏	×店・移	○	○	○	○	送	○	○	○	○
細入	地域生活拠点	×移	○	送	送	送	送	送	送	○	○
	駅やバス停などの徒歩圏	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	地域生活圏	×店・移	○	送	送	送	送	送	送	○	○

地域生活圏	区分	地域生活圏内に必要な機能				駅やバス停などの徒歩圏内に必要な機能					地域生活圏内に必要な機能 社会福祉
		(スーパ)商業機能	銀行金融機能 郵便局	医療機能	医療機能						
					内科	外科	整形	科小児	歯科		
富山中央	地域生活拠点(都心地区)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	駅やバス停などの徒歩圏	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	地域生活圏	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
富山北部	地域生活拠点	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	駅やバス停などの徒歩圏	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	地域生活圏	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
和合	地域生活拠点	補	○	○	×	送	○	送	○	○	○
	駅やバス停などの徒歩圏	○	○	○	×	送	○	○	補	○	○
	地域生活圏	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○
呉羽	地域生活拠点	○	○	○	補	○	○	○	○	○	○
	駅やバス停などの徒歩圏	○	○	○	補	○	○	○	○	○	○
	地域生活圏	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
富山西部	地域生活拠点	○	○	○	補	補	×	○	○	○	○
	駅やバス停などの徒歩圏	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	地域生活圏	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
富山南部	地域生活拠点	○	○	○	補	補	補	○	○	○	○
	駅やバス停などの徒歩圏	○	○	○	補	○	○	○	○	○	○
	地域生活圏	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
富山東部	地域生活拠点	○	○	○	補	補	○	○	○	○	○
	駅やバス停などの徒歩圏	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	地域生活圏	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
水橋	地域生活拠点	補	○	補	補	補	補	○	補	○	補
	駅やバス停などの徒歩圏	補	○	補	○	○	補	○	○	○	○
	地域生活圏	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
大沢野	地域生活拠点	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○
	駅やバス停などの徒歩圏	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	地域生活圏	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
大山	地域生活拠点	○	○	送	×	送	○	○	○	○	○
	駅やバス停などの徒歩圏	○	○	送	×	送	×	送	×	補	○
	地域生活圏	○	○	○	×	○	×	○	×	○	○
八尾	地域生活拠点	補	○	○	○	補	○	○	○	○	○
	駅やバス停などの徒歩圏	補	○	○	○	補	○	補	○	補	○
	地域生活圏	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
婦中	地域生活拠点	○	○	○	補	○	○	○	○	○	○
	駅やバス停などの徒歩圏	○	○	○	補	○	○	○	○	○	○
	地域生活圏	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
山田	地域生活拠点	補	○	送	送	送	送	送	送	送	送
	駅やバス停などの徒歩圏	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	地域生活圏	○	○	送	送	送	送	送	送	送	○
細入	地域生活拠点	×	○	送	送	送	送	送	送	送	送
	駅やバス停などの徒歩圏	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	地域生活圏	×店・移	○	送	送	送	送	送	送	送	送

・時点修正

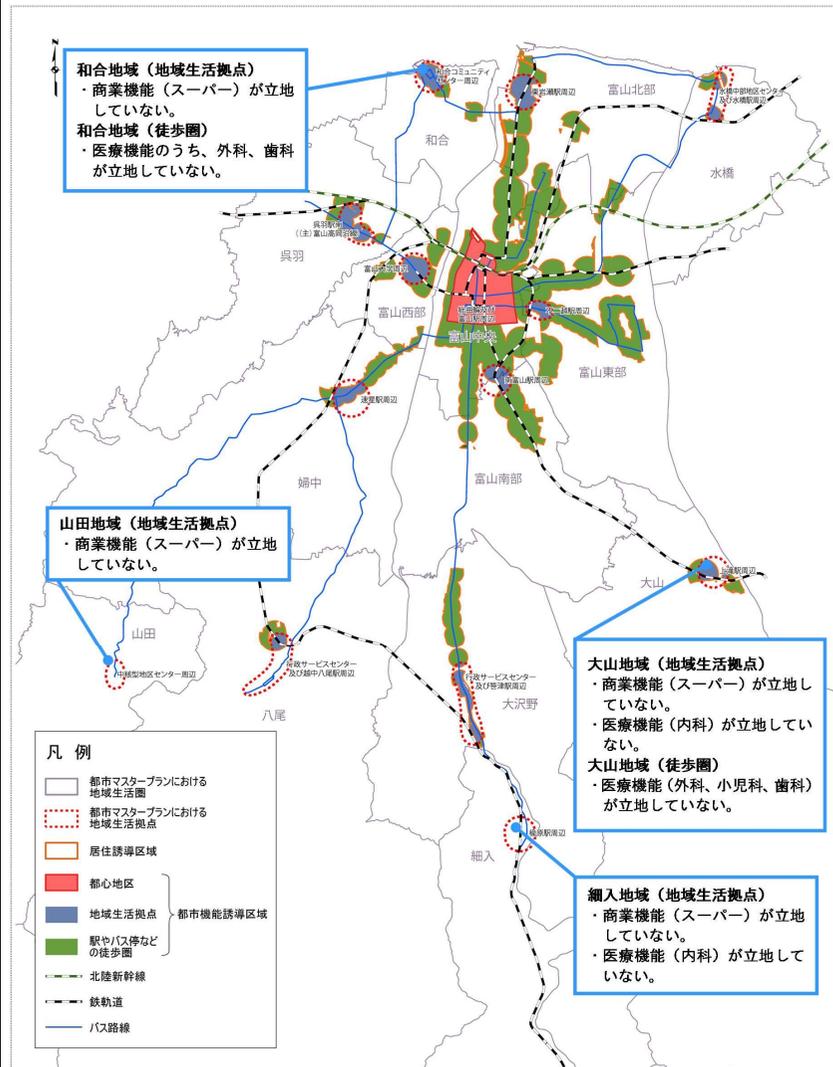
(○: 対象区域内に立地している都市機能 ×: 対象区域内に立地しない都市機能
補: 1km圏内に補完機能有り 店: 1,000㎡未満の店舗有り 送: 送迎サービス有り 移: 移動販売有り)
(参考) 地域生活圏における都市機能の立地状況

(○: 対象区域内に立地している又は今後立地予定の都市機能 ×: 対象区域内に立地しない都市機能
補: 1km圏内に補完機能有り 店: 食料品を扱う店舗有り 送: 送迎サービス有り 移: 移動販売有り)
(参考) 地域生活圏における都市機能の立地状況

・凡例に今後立地予定の都市機能も含むため、表現を変更

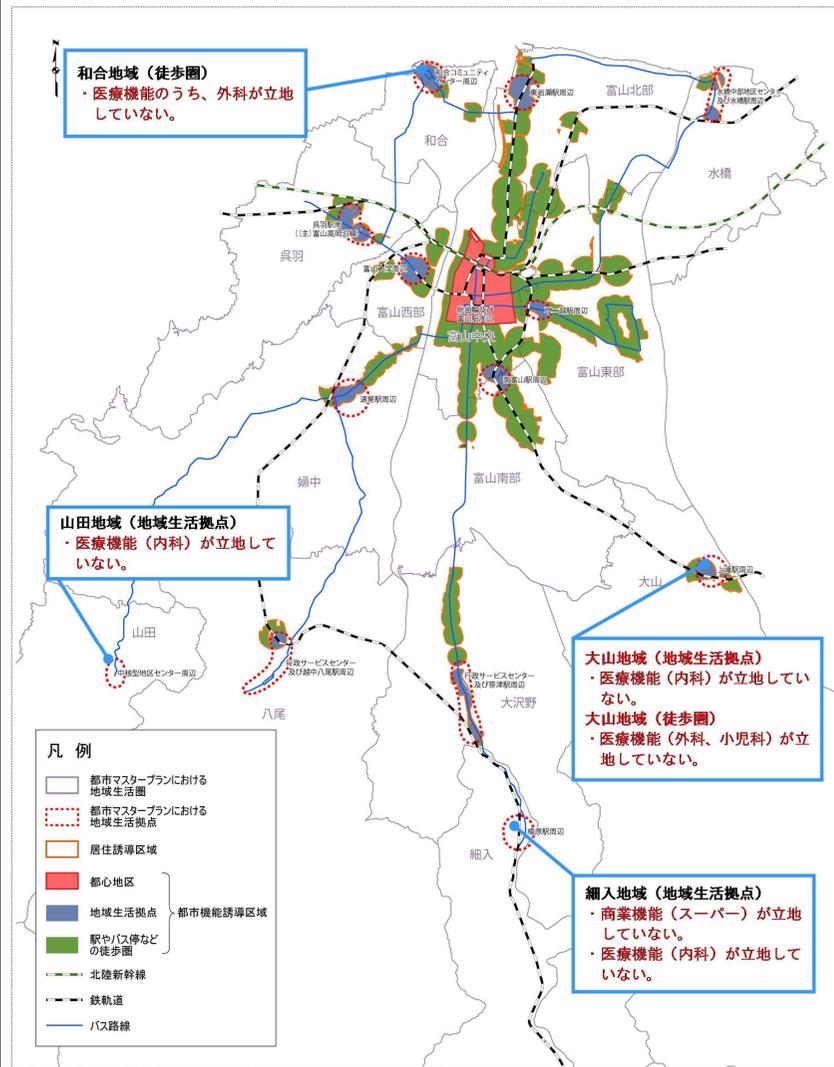
第3章 富山市立地適正化計画

現行



都市機能が立地していない地域生活圏

見直し（案）（赤文字：追記・見直し箇所）



都市機能が立地していない地域生活圏

修正概要

- ・時点修正
- ・都市機能誘導区域の変更にあわせて、下図を変更

第3章 富山市立地適正化計画

現 行	見直し(案)(赤文字:追記・見直し箇所)	修正概要																																							
<p>(4) 誘導施設への位置づけ</p> <p>1) 都心地区の誘導施設(広域的な都市機能)</p> <p>都心地区では、広域的な都市機能が充実している必要があることから、図書館・美術館(富山キラリ)、専門学校(桜町一丁目4番地区市街地再開発事業)、博物館(市立図書館旧本館跡地)、地域医療支援センター(総曲輪小跡地)を誘導施設として設定します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地 区</th> <th>都市機能</th> <th>誘導施設※4</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">都心地区</td> <td>教育文化機能</td> <td>・図書館 ・美術館 ・専門学校 ・博物館</td> <td rowspan="2">※4:立地適正化計画で定める(都市再生特別措置法第81条第3項に規定する)届出対象の誘導施設とする。</td> </tr> <tr> <td>医療機能</td> <td>・地域医療支援センター</td> </tr> </tbody> </table> <p>2) 日常生活に必要な都市機能</p> <p>地域生活拠点では、日常生活に必要な都市機能が充実している必要があることから、居住人口が利用圏域人口を満たしている和合、大山地域では、スーパーを誘導施設として設定します。また、利用圏域人口に満たない山田、細入地域は、多様な生活雑貨や食料、ATMを備えたコンビニエンスストアを誘導施設として設定し、市独自の支援策を検討します。</p> <p>一部の地域で充足していない医療機能については、送迎サービスへの支援などを検討するものとします</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地 区</th> <th>都市機能</th> <th>誘導施設※5</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>和合、大山地域</td> <td>商業機能</td> <td>・スーパー</td> <td rowspan="2">※5:市独自の誘導施設とする。(届出不要)</td> </tr> <tr> <td>山田、細入地域</td> <td>商業機能</td> <td>・コンビニエンスストア</td> </tr> </tbody> </table>	地 区	都市機能	誘導施設※4	備 考	都心地区	教育文化機能	・図書館 ・美術館 ・専門学校 ・博物館	※4:立地適正化計画で定める(都市再生特別措置法第81条第3項に規定する)届出対象の誘導施設とする。	医療機能	・地域医療支援センター	地 区	都市機能	誘導施設※5	備 考	和合、大山地域	商業機能	・スーパー	※5:市独自の誘導施設とする。(届出不要)	山田、細入地域	商業機能	・コンビニエンスストア	<p>(4) 誘導施設への位置づけ</p> <p>1) 都心地区の誘導施設(広域的な都市機能)</p> <p>都心地区では、広域的な都市機能が充実している必要があることから、図書館・美術館(富山キラリ)、専門学校(桜町一丁目4番地区市街地再開発事業)、博物館(市立図書館旧本館跡地)、地域医療支援センター(総曲輪レガートスクエア)を誘導施設として設定します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地 区</th> <th>都市機能</th> <th>誘導施設※4</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">都心地区</td> <td>教育文化機能</td> <td>・図書館 ・美術館 ・専門学校 ・博物館</td> <td rowspan="2">立地適正化計画で定める(都市再生特別措置法第81条第3項に規定する)届出対象の誘導施設とする。</td> </tr> <tr> <td>医療機能</td> <td>・地域医療支援センター</td> </tr> </tbody> </table> <p>2) 日常生活に必要な都市機能</p> <p>地域生活拠点では、日常生活に必要な都市機能が充実している必要があることから、商業機能が不足している細入地域では、利用圏域人口を踏まえ、スーパーマーケットやドラッグストア(生鮮食品を扱うものを含む)、コンビニエンスストアを誘導施設として設定します。</p> <p>一部の地域で充足していない医療機能については、施設立地に向けた施策に加え、送迎サービスやICT技術の活用などの代替サービスを検討するものとします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地 区</th> <th>都市機能</th> <th>誘導施設※5</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>細入地域</td> <td>商業機能</td> <td>・スーパーマーケット ・ドラッグストア ・生鮮食品を扱うドラッグストア ・コンビニエンスストア</td> <td>市独自の誘導施設とする。(届出不要)</td> </tr> </tbody> </table>	地 区	都市機能	誘導施設※4	備 考	都心地区	教育文化機能	・図書館 ・美術館 ・専門学校 ・博物館	立地適正化計画で定める(都市再生特別措置法第81条第3項に規定する)届出対象の誘導施設とする。	医療機能	・地域医療支援センター	地 区	都市機能	誘導施設※5	備 考	細入地域	商業機能	・スーパーマーケット ・ドラッグストア ・生鮮食品を扱うドラッグストア ・コンビニエンスストア	市独自の誘導施設とする。(届出不要)	<p>・時点修正</p> <p>・施設名の修正</p> <p>・和合、大山、山田地域は「富山市都市機能立地促進事業補助金」の成果により商業機能が充足(見込みを含む)したため、削除</p> <p>・細入地域の誘導施設を「富山市都市機能立地促進事業補助金」にあわせて、修正</p>
地 区	都市機能	誘導施設※4	備 考																																						
都心地区	教育文化機能	・図書館 ・美術館 ・専門学校 ・博物館	※4:立地適正化計画で定める(都市再生特別措置法第81条第3項に規定する)届出対象の誘導施設とする。																																						
	医療機能	・地域医療支援センター																																							
地 区	都市機能	誘導施設※5	備 考																																						
和合、大山地域	商業機能	・スーパー	※5:市独自の誘導施設とする。(届出不要)																																						
山田、細入地域	商業機能	・コンビニエンスストア																																							
地 区	都市機能	誘導施設※4	備 考																																						
都心地区	教育文化機能	・図書館 ・美術館 ・専門学校 ・博物館	立地適正化計画で定める(都市再生特別措置法第81条第3項に規定する)届出対象の誘導施設とする。																																						
	医療機能	・地域医療支援センター																																							
地 区	都市機能	誘導施設※5	備 考																																						
細入地域	商業機能	・スーパーマーケット ・ドラッグストア ・生鮮食品を扱うドラッグストア ・コンビニエンスストア	市独自の誘導施設とする。(届出不要)																																						